

官報

号外 昭和三十九年四月九日

第四十六回 衆議院會議録 第二十二号(その一)

昭和三十九年四月九日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和三十九年四月九日

午後二時開議

第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)

第三 小型船舶海運業法及び小型船舶海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十七年度一般会計予算費使用
総調書(その2)
昭和三十七年度特

第六

別会計予算費使用
総調書(その2)
昭和三十七年度特
別会計予算総則第
十一条に基づく使
用総調書
昭和三十七年度特
別会計予算総則第
十二条に基づく使
用総調書(その
2)

(承諾を求め
るもの
件)

第七

昭和三十八年度一
般会計予算費使用
総調書(その1)
昭和三十八年度特
別会計予算費使用
総調書(その1)
昭和三十八年度特
別会計予算総則第
十三条に基づく使
用総調書

(承諾を求め
るもの
件)

第十四条に基づく使
用総調書(その
1)

第八 金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第十 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

議員請願の件

麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

米軍機墜落事故に関する緊急質問(安藤寛君提出)

米軍機墜落事故に関する緊急質問(山花秀雄君提出)

米軍機墜落事故に関する緊急質問(本島百合子君提出)

肥料価格安定等臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)

日程第三 小型船舶海運業法及び小型船舶海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十七年度一

般会計予算費使用
総調書(その2)

昭和三十七年度特
別会計予算費使用
総調書(その2)

昭和三十七年度特
別会計予算総則第
十一条に基づく使
用総調書

昭和三十七年度特
別会計予算総則第
十二条に基づく使
用総調書(その2)

(承諾を求め
るもの
件)

第七

昭和三十七年度特
別会計予算総則第
十三条に基づく使
用総調書
昭和三十八年度一
般会計予算費使用
総調書(その1)
昭和三十八年度特
別会計予算費使用
総調書(その1)
昭和三十八年度特
別会計予算総則第
十四条に基づく使
用総調書(その1)

(承諾を求め
るもの
件)

日程第八 金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第九 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第十 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その一) 議員請暇の件 麻薬取締法の一部を改正する法律案(参議院回付) 米軍機墜落事故に関する安藤覺君の緊急質問 六二二

午後二時十八分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(船田中君) おはかりいたします。

議員省野和太郎君から、海外旅行のため、四月十一日から五月三日まで二十三日間、議員木部佳昭君から、海外旅行のため、四月十四日から五月九日まで二十六日間、議員河野正君から、海外旅行のため、四月二十二日から五月十二日まで二十一日間、右いずれも請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(船田中君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、麻薬取締法の一部を改正する法律案が回付されております。この際、議事日程に追加し

て右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

麻薬取締法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和三十九年四月八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中君

(修正に係る条文を掲ぐ。)
小字及び一は修正

附 則

1 この法律は、公布の日、昭和三十九年四月一日から施行する。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、参議院の修正に同意するに決しました。

米軍機墜落事故に関する緊急質問

(安藤覺君提出)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この点、安藤覺君提出、

米軍機墜落事故に関する緊急質問、山花秀雄君提出、米軍機墜落事故に関する緊急質問、及び本島百合子君提出、

米軍機墜落事故に関する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

まず、安藤覺君提出、米軍機墜落事故に関する緊急質問を許可いたします。

安藤覺君。

〔安藤覺君登壇〕

○安藤覺君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、去る五日午後四時半、都下町田市商店街の一角に米軍用機が墜落、市民四人の死者と多数の重軽傷

者、及び民家を損壊せしめました事件について質問をいたしたいと思ひます。

まず、質問に入りますに先立ちまして、不幸、不慮の死にあわれました四人のお方及びその御遺族の方々に、衷心より哀悼のまこととをささげ、また重軽傷を受けられました多数の方々に心からなるお見舞いを申し上げ、その御回復の一日も早からんことを心からお祈り申し上げ次第であります。(拍手)

私は、まず第一に、被害事実の確認をいたしたいのであります。この日、各新聞紙、ラジオ・ニュース等の報道によりますと、死亡者四名であることは各紙とも一致いたしておるのであります。

また、負傷者及び民家の破壊数に至りましては、報道はなほだしく区々であります。はたしていづれが真実であるか迷うのであります。また、重傷者の中に、さらに不幸なる死の結果を見られたような人はいないかどうか、重傷者はその後いかなる容体にあられるか等々、詳細に御報告を願ひたいと思ひます。

次いで、飛行機の墜落時、パイロットは落下傘降下をいたし、けがも軽かつたやに伝えられており、かつ事件発生後すでに五日間も経過いたしてお

ることでありますから、墜落原因の調査も進んだことであらうかと思われま

す。また、現地における市民の間においては、墜落現場が町はずれ近いことではあり、もしパイロットが、市街地上空から飛行機を脱出させることにさら

に一秒あるいは二分の一秒なりとも努力してからパラシュート降下に移つたならば、この惨事は避けられたのではなかつたかとの割り切れない思いが多

いのであります。この点、パイロットについては、その後尋問、調査せられ

たかどうか、米軍当局から何ふんのことらに關する報告があつたかどうか、

この点明らかにせられたいのであります。

思い起こしますれば、昭和三十六年、松島の上空においてソラズ米軍中佐のつた、わが身を犠牲にして人

家稠密な地帯への墜落を防止し、そして海上に至つてみずから犠牲となつ

たあのとき人道主義の行動は、いまなおわれわれの脳裏に深く刻まれ、尊敬の念消えやらないのであります。

わが自衛隊においても、日常人命尊重の教育訓練が行なわれていると聞くのであります。はたしてこの事実が行な

われておるのであるか。また、米空軍においてもかようなことが行なわれて

おるのでありましょうか。これらの点についても明らかにしていただきたいと思うのであります。

次いで、悲しくも死去された方々の補償額についてであります。これまでは最高額百五十万円であったということであり、政府は、今回の事件発生直後の閣議におきまして、これまでの補償金額があまりにも低きに過ぎるとの世論にかんがみて、これを改正、増額することに決定せられたやに聞くのであります。はたしてそれは事実であるかどうか。また、その算定基準はいかなる法規に依存せられるものであるか。以上の点について福田防衛大臣より詳細お答えを願いたいと存するのであります。

次に、今回の事故発生にあたって、ジョンソン米大統領は、国民を代表して、池田総理大臣に対し丁重なる覚え書きを送り「われわれの深甚なる弔意と同情の念をなくなられた方々の遺族及び負傷された方々にお伝えくださるよう要請いたします。これら被災者に対し、日本駐在の米当局者がなし得るあらゆる援助の手を差し伸べるのであります。」「と述べておるといふことではあります。はたしてその事実があるかどうか。また、ラスク國務長官、フエル

ト米太平洋艦隊司令長官またはエマーソン駐日公使等からも、それぞれ深い遺憾の意を表明せられたと聞くのであります。このことがはたして事実であるのでしょうか。前例の有無にかかわらず、あるいは法規典等にとらわれず、これらのあたかき米国民の意思を代表せられたジョンソン大統領、ラスク國務長官等々の方々のこのあたかき心を遺族の方々に対しあ

るいは被害者に対して伝達せらるるならば、四人の方のみたまたも慰められ、また、極度の悲しみにひしがれている人々に幾ぶんなりとも心の安らぎをお与えすることができると思ふのであります。はたしてお伝えになったのかどうか、この点お伺いしたいと存するのであります。

事情は異なりますが、さきにはライシャワー大使に対する精神異常少年の傷害事件も、わが政府の適切な真心に満ちた早急な処置とアメリカ国民の善意ある日米両国の親善に影響のない結果と相なったことは、まことに喜ばしいことではあります。このたびの事故につきましても、ともすれば、当面のできごとのみとらわれまして、今日の国際情勢下においてわが国民が平和、安全に生活している根底を見失

い、近視眼的に日米安保条約を廃棄せよとか、あるいはまた米空軍基地を撤廃せよとかいうような議論をなし、国民の不満を誘発しようとする考えの人々がなきにしもあらずであります。まことに憂慮にたえないのであります。が、政府におきましては、被災者も、こ

れらについての十分なる方策を講ぜられたいと存するのであります。が、池田総理大臣並びに大平外務大臣の御見解をお聞かせ願いたいと存するのであります。

次に、米軍と自衛隊とを問わず、基地そのものの問題についてお伺いいたすのであります。が、基地関係予算も年々増額はしておりますが、その内容は、公共施設等に対する騒音防止が主でありまして、基地周辺の住民に対する民生安定の予算につきましてはまことに軽少であつて、その施策に至つては、残念ながら、貧困そのものといわざるを得ない現状にあります。たとえば、基地における飛行機の進入路真下における住民あるいは田畑に働く農民たちは、今日の事件のごとき事態がいつ勃発するやもしれない不安感に脅かされつつ日々を生活し、農耕作業に従事しておるのであります。これら進入路

下の農地はすみやかに買い上げ、これら住民の不安と危険とを取り除くべきであると考えるのであります。

また、現在、自治省は基地所在の自治体に交付金を交付しておるのであります。が、基地とあせ一つ、堀一つを境にして隣接地域は、基地地域と全く同様の被害を受けながらも、交付金を受けられないのであります。これははなはだ不合理といわなければなりません。かつまた、基地周辺の道路、河川の改修等につきましても同様であります。周辺住民はこれらの点について熱望いたしております。しかるに、

政府は、基地問題の処理はケース・バイ・ケースの方針で処理するとの態度でありまして、そのことはいやしくも足元に火のついた事件的なものについてのみ優先的に解決せらるる結果となり、おとなしく要望しておる住民たちには手が回らないという結果に相なるのであつて、これが、昨年来全国各基地における住民の間から燃え上がつてまいりました基地住民安定法制定の要望であります。これを主張する住民たちの要望は、われわれは国家の防衛観念において、決して人後に落ちるものではない。さりながら、国家の防衛は、国民全体の均等に負うべきもので

あり、ひとり基地周辺住民のみが、重き犠牲を負担すべきものではないといふにあるのであります。当然の主張であります。この当然の主張がいられ

ないところに不満がわき、そこに安保廃棄、基地撤廃、無防備中立論等がつけ入るのであります。広義国防、狭義国防の議論をここに展開するまでもありません。近い過去の日本の歴史はこれを証明いたしております。基地周辺住民の生活安定とその協力なくして、基地の安全性も、その効果も一〇〇％にあげられるわけはありません。真の国防はありません。

聞くところによりますれば、政府は、与党の基地問題特別調査会の申達した要望にこたえ、基地問題対策審議会設置法を今国会に提出せらるべく準備中であると承つておるのであります。が、はたしていつごろまでにこれを提出される考えであるか。会期もすでに余すところあまり多くはないのであります。が、ぜひともこのことを取り急いで今国会に提出せらるるよう要望してやまないものであります。

以上の諸点に対し、池田総理、防衛大臣並びに大蔵大臣等々諸大臣より、その御見解をお示し願いたいと存じます。

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 米軍機墜落事故に關する安藤覺君の緊急質問

以上をもちまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

町田市の飛行機事故は、まことに遺憾なできごとでございます。私は、この機会に、なくなられた方並びに遺族に對しまして哀悼の意を表すると同時に、重傷、輕傷をされた、いわゆる被害を受けられた方々に對しまして、衷心よりお見舞いを申し上げたいと存じます。(拍手)

今日の國際情勢におきまして、日本國民が平穩な生活をして、國の繁栄を期する上におきまして安保條約の必要なことは當然でございます。私は、安保條約のもと、今回のような不幸事件が起らないように、今後あらゆる努力を払って防止していきたいと考えております。(拍手)

なお、被害者に対する救済につきましては、ただいまできるだけの措置をいたすべく検討を続けておるのでございます。

なお、今回の事件につきましては、お話のとおり、エマーソン公使より、また、プレストン在日米軍司令官より政府へ、また、ラスク國務長官より大

平外務大臣へ、ジョンソン大統領より私に對しまして、弔意並びにお見舞いのことがかけられたのであります。

私は、アメリカ政府並びに國民が、今回の事件につきまして衷心より遺憾の意を表し、お見舞いを言っておられることを、ここに皆さん方にお告げいたしたいと思ひます。(拍手)

なお、基地問題につきましては、これを法定したかどうか、こういう問題解決のための立法をしたかどうかというお話でございますが、私は、基地問題は、各地における事情が非常に違つて

おりますので、就任以來、基地問題に對しましては、事ごとに積極的に、早急に解決をはかるべく、基地問題關係懇談会、あるいは基地等周辺問題對策協議会を設けまして、そのつど前向きに解決していくことが適當であると考えて、こういう關係懇談会を持っています、十分の措置を今後もとつていくと考えております。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) ジョンソン大統領並びにラスク長官からの弔意と見舞いの意を表しました電報の趣旨は、東京京都知事を通じて、御遺族の方々、負傷者の方々に伝達いたしてございます。

それから、事故が起りましたから米國側の協力でございますが、七日午後二時から日米合同委員会の事故分科委員会を開催いたしました。事故原因の究明、事故再発防止対策につきまして、鋭意合同で究明を続けておる状況でございます。この状況、この調査を土台にいたしまして、あらゆる措置を講じてまいる決意でございます。(拍手)

〔國務大臣福田繁雄君登壇〕

○國務大臣(福田繁雄君) お答えいたします。

まず、被害の状況でございますが、死亡された方は四名、負傷された方は、重傷九名、輕傷二十名でございます。なお、重傷から死に至らざるよう目下万全の手当てをいたしておりますが、いまのところ辛い治療の見込みが十分でございます。

なお、家屋につきましては、全壊が二棟五世帯、半壊が一棟三世帯、なお、周囲の一部損壊も相当ございまして、詳細に調査中でございます。

第二の、パイロットの脱出状況の問題であります。昨日までにとりまとめました状況は、ちょうど町田市の上空で遭遇することに相なっております。機が、きりもみ状態で落下するの

を目撃いたしました。厚木基地に無電連絡いたしました時間が十六時三十二分でございます。たまたま、上空でスカイ・ダイビングの訓練をいたしておりました米軍ヘリコプターに、基地から救出の指令が出まして、事故発生現場から北方の麦畑にこのヘリコプターが着陸いたしました。パイロットを収容したのが十六時三十八分でございます。なお、その後いろいろな問題につきましても、詳細に調査中でございます。

第三に、補償の問題でございます。従来百五十万という限度がございました。労災法、公災法を参考にいたしております。きわめて低額であるという意見が強かったのであります。この際ぜひとも大幅に増額いたしたい。自動車損害賠償その他を参考にいたしまして、 Hoffman 方式を取り入れ、具体的に目下大蔵省その他と交渉中でございます。

最後に、民生安定法の問題でございますが、何らかの法的な、たとえば審議会設置等によりまして、強力に基地對策に取り組むことは、私の立場から申しますと、まことに望ましいこととありますが、総理も言われますとおあり、ケース・バイ・ケースで解決する

従来の方針もまた、取りどころもございまして、目下十分検討中でございます。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇〕

○國務大臣(田中角榮君) 騒音等基地對策費の増額をはかれないか、なお、公共施設以外の個々の住民に對しての民生安定上の見舞い金というよりな形で交付金等を出せないかということでございます。

学校、病院に對する防音工事につきましては、事業はかなり進捗いたしておりますが、大蔵省といたしましては、すみやかにこれを完了せしむるよう、三十九年度におきましても、従来、一件三年というところで処理するようにならして、二年のもの、二年ないし一年で処理するよう、所要の予算を計上いたしておるわけでございます。

なお、基地があることによりまして被害を受けておる基地所在市町村につきましては、いわゆる基地交付金を交付することに三十二年以来なっております。三十九年度におきましては一億五千万円程度の増額をいたしまして、十三億五千万円といたしたわけでございます。個人の騒音被害

者に對しましては同情にたえないわけでございます。しかし、公害との関係等もございまして、法的に検討すべき点多々あるわけでございます。しかし、実情に應じまして、今後この問題に對しては検討してまいりたいと存じます。

それから、演習地、基地の道路、河川の工事費の補償のための予算は、経済ベースで行なっておることはどうかというところでございますが、御承知のとおり、農地の問題、河川の問題等は、防衛庁から建設省及び農林省に振りかえて使用いたしておるわけでございますが、こうすることによって、事業の処理はより能率的に処理されるという観点に立っておるわけでございます。経済ベースということだけを考へておるわけではないわけでございます。

なお、基地関係被害者の現行補償基準をすみやかに改定増額すべしという考え方につきましては、先ほど防衛庁長官から申されましたが、事故補償につきましては、従来、労災補償の例にならしまして、収入日額の千日分、遺族補償の最高百五十万円でございますが、それにプラス六十日分の葬祭料が基準でございました。しかし、国鉄そ

の他加害者側の過失、無過失を問わない世間一般の補償レベルが、ホフマン方式その他だいぶ改善されておりますので、大蔵省といたしましても、時勢に應じた改定について前向きに検討いたしたいと考えておるのでございます。

それから、基地の周辺市町村に對しての問題が提起をせられてございますが、問題の性質上、公害との関連、その他住民に對しての補償はなかなかむずかしい問題がございまして、法律上の問題等もあるわけでございますが、實情に應じて今後検討をしてまいりたい、このように考えます。(拍手)

米軍機墜落事故に関する緊急質問

(山花秀雄君提出)

○議長(船田中君) 次に、山花秀雄君提出、米軍機墜落事故に関する緊急質問を許可いたします。山花秀雄君。

〔山花秀雄君登壇〕

○山花秀雄君 私は、去る四月五日夕刻、東京都下町田市における米軍用飛行機の墜落事故に關し、その被害のあまりにも痛ましい様相を實際この目で見ました。かかる悲惨な事故を二度と繰り返さぬため、日本社会党を代表し

て政府の所信とその責任をただすものであります。(拍手)

質問をいたします前に、私は、不幸にも犠牲になられた方々につつしんで哀悼の意を表するとともに、負傷された多くの方々が一日も早く全治されますよう、心よりお祈りいたすものであります。(拍手)

質問の第一は、かかる重大な事故が起きるその根本的な原因についてであります。すなわち、事故の起きる可能性、その可能性を生んでおる政治的背景について、総理大臣の所信をお伺いしたい。

過ぐる第二次世界大戦で連合軍の全空軍が投下した爆弾の、その数十倍近い破壊力を持つてゐるのが、今日の核兵器だといわれておるのであります。今度の事故で、もし万一事故ジェット機がこの兵器を積んでいたら一体どうなるか、考えただけでもおそろしいこととであります。かつて絶対に事故もなく、安全性の高いと宣伝されていたアメリカの原子力潜水艦が事故を起こし、百三十余名の乗組員が船もろとも犠牲になったことを思い起こしていただきたいのであります。不幸は想像もできないところから起きてくるのであります。もしこの飛行機が核兵器

を積んでいたら、言うまでもなく、東京は言うに及ばず、関東全域が一瞬にして廃墟になったかも知れません。総理は、核兵器の持ち込みや核兵器を搭載しての訓練はやらないとおそろく答弁されると思いますが、国際情勢の急変などで、核兵器の輸送中不幸にもこうした事故が起きることも考えられるのであります。現在のアメリカの極東政策をいざいに検討すれば、こうした心配も十分あり得ることとあります。すなわち、米国のドル防衛政策からアメリカ軍隊の本国引き揚げに伴い、その肩がわりとして日本自衛隊の強化が進められ、第二次の防衛五カ年計画が進行中でありまして、東京周辺に四カ所のナイキの基地がつくられ、F105D原爆戦國機横田基地への配備など、その具体的ならわれであります。今日のミサイルが核弾頭をつけているということは、もはや専門家の常識だといわれ、こうした軍事科学兵器の発展から、本年度の防衛関係費は、前年度に比べて一四・一%も増額されております。米國にかわつて極東の戰略体制の頂点に立とうとする姿が明らかであります。二万五千丁の小銃の國産化とか國產戰國機五十機の製造費として二百二十四億円の予算を要求する防衛庁の

考えは、自衛隊の概念をはるかに飛び越えておるのであります。同時に、それは今度のようなおそろしい事故を起こす機会をより多くつくり出す政治的背景でもあります。軍用ジェット機の墜落事故の頻発は、これからもますます増大する事由とも相なるのであります。防衛力の強化増大、それに伴い予想される数々の事故、この事故の未然の防止策について、総理は、どうされるのが最良の道か、その考えを明らかにされたいのであります。総理は、昨日、参議院本会議場において岡田議員の質問に答えて、かかる不祥事は絶対になくするために努力したいと言われておりましたが、それでは、首都東京付近に存在する米國軍事基地の撤退を米國に要請する意思がありやいなやという点をこの際伺つておきたいのであります。(拍手)

質問の第二は、今回の事故も含めて、操縦者の判断とその訓練等についていろいろ指摘されておりますが、米軍の事故が特に日本民間人に多くの被害を与えている事実にかんがみて、外務大臣にお尋ねいたします。今度の事故で米軍の操縦者がいち早く落下傘で脱出しておりますが、私は、事故の翌日、社会党の現地調査団として参りま

昭和三十一年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その一) 米軍機墜落事故に関する山花秀雄君の緊急質問

六一六

したとき、多くの人が、搭乗員がもう少し人命尊重の精神を出してくれば、すぐ近くにある広い畑の中に落とせなかったであろうかと、口々に訴えられていたのであります。町田市街を包む相模原は、文字どおり広い畑と林であります。厚木の基地は、飛行機で計算すれば指呼の距離であります。日本航空法では、その第七十五条に、地上または水上の人、または物件に対する危険の防止に必要な手段を尽くさなければ、機を去つてはならないと明記してあります。これは当然なことであり、飛行機の操縦者には最低の心得るべき条件でありましよう。わが身の危険をも顧みず、密集した市街地を避け、町はずれの林や海に墜落、みずからも飛行機と運命をともにしたりつばな米軍あるいは自衛隊員の話も私は二、三存じております。しかし、このたびの事故やいまだ多くの米軍の場合には、あまりにも与える損害が大き

く、しかも多過ぎるのであります。防衛庁より取り寄せました資料に基づきましても、最近米軍機の墜落事故は三十四件、そのうち、二十名を死亡させ、多数の重軽傷者を出しております。今回の事故は、四名死亡、九名重傷、二十名が軽傷したと新聞にも報道

され、ただいま防衛庁長官も同じような答弁をされておりました。同じ防衛庁の提出された自衛隊空軍の事故は、米軍より墜落件数ははるかに多いのでありますが、人の被害は比べようのないほど少ないのであります。

試みに、日本自衛隊の最近の事故を防衛庁の資料によつて申し上げます。三十一年から三十八年まで、件数は百九十六件であります。破壊された飛行機は二百十三機であります。死亡した搭乗員は百六十七名であります。だが、民間人に与えた損害は、死者が四人、けが人が十人であります。私は、パイロットがほんとうに搭乗員として心得るべきことを心得て、常識的に、道義的に飛行機の操縦をやれば、ただいま申し上げましたように、多数の民間人に与える損害はなかったと考えておるのであります。(拍手)この点は、米軍の場合と日本の自衛隊の場合との相違、単にアメリカ人と日本人という、そういう人種的な差ではございませう。飛行機に乗る者のすべてが心得るべき一つの基準であると考えておりますが、こういう問題に対して、外務大臣は、日米合同委員会事故分科委員会等々を通じて嚴重なる抗議をするやいなやという点を、この際はつきり承つておきたいのであります。(拍手)

ほんの少しの注意、判断によつて、あえてとうとう人命を犠牲にしないで済むということが明らかであります。人種の偏見、特に有色人種を極端にさげすむというアメリカ人の気質が、潜在的にもせよ、あつて、それがこうした事故になるのだらうという声さえも巷間の一部にはささやかれておるのであります。(拍手)沖縄では、交通事故で死んでも、相手の自動車が米軍であれば、抗議をしたり補償を要求してもむだだとして、最初からあきらめてしまふという暗いニュースをわれわれは知つておるのであります。私は、かかるとき、政府当局の強い態度、きびしい抗議があれば、米軍当局も十分に注意を払うと思うが、この際、外務大臣は、き然たる態度でかかる事故防止のためアメリカ当局に抗議し、注意、反省をなさしめなくてはならぬと思ひますが、その所信のほどを明確に伺いたないのであります。

なお、今度の事故発生後、現場においては、直ちに米軍隊の出動によつて人々は現場に近寄ることができず、事故原因の調査のただ一つの手がかりであるエンジンについて、持ち去つたのではないかとといううわさすら、人々の間にささやかれておるのであります。一説には、土中深く突入し、この上現場を掘り下けてもさがすことは不可能だとして、そのまま埋めてしまつたといわれておるのであります。国民の多くは、この処置について非常に疑惑と不安の念を感じております。この際、事故原因の徹底的調査のため、アメリカ軍当局に、再度、エンジンを掘り出して原因究明の処置を要求されることが当然であると存じますが、所管大臣のお答えを願ひたいのであります。(拍手)

次に、今回の事故による不幸な犠牲者、被害者に対する補償について、防衛庁長官にお尋ねいたします。長官は、事故発生と同時に現場におもむき、すみやかに補償問題で米軍当局と話し合ひ、こゝろの談話を発表されておるのであります。当然の言明でありますが、私はこの談話に敬意を表するものであります。また即日、米大統領も、異例の覚え書きを池田総理あて、駐日米大使館を通じて寄せられましたことについては、ただいま総理大臣からの御報告がございました。しかし、問題の解決は、一片の談話、一片の電報あるいは弔意によつて基本的には解決するものではございませう。私が申し上げたいことは、これらの被災者に対し、日本駐在の米当局者がなし得るあらゆる援助を差し伸べるであらうとアメリカ大統領は言明されておりますけれども、しかし、それがどのように急速に具現化するかということが問題点であります。今後の日米合同委員会の事故処理対策の結果いかに、米大統領の覚え書きの精神が生かされるものと私は存するものであります。しかし、それは政府当局が努力しなければならぬと私は考えるものであります。

人間が死亡した場合、その人の収入日額の千倍プラス埋葬料が基準で、最高でもわずか百五十万円です。しかも実際には百万円以下が多く、主婦の場合だと四、五十万円、あるいは子供では最高でも三十万円程度といわれておるのであります。昭和三十六年十二月、福岡県での米軍機の墜落事故では、四人の日本人が死亡し、住宅四むねが全焼いたしました。ところが、その補償は、すべて一切を含めて一千二百万円でありました。人間一人の生命と住居一むねの補償が、何と三百万円です。しかも補償額として

は、この種の例では最高に近いといわれておる。これらの補償措置は、人命軽視の具体的あらわれでありましう。負傷者の場合はさらに深刻であります。月収五万円の人が米軍機で負傷させられました場合、一カ月仕事を休んで療養を余儀なくしても、その休業補償が四万円です。自分の責任でもないのに、痛い思いをして、そして収入が二割も減る、こういう補償のあり方は、私は不合理千万な補償方式だと考えるのであります。(拍手)私は、こうした事故にこそ最大の思いやりを示すべきが、ほんとうの心ある、適切な事故処理であらうと存ずるものであります。

特に今回最も大きな犠牲者である吉田さんの場合には、妻子のお二方が死亡され、御本人は重体で、たった三歳になられるお子さんが無事であると伝えられるありさまであります。しかし、店も家もこっぱみじんになり、そしておのれは重傷で、三歳になる幼児をかかえて病院に横たわっておられる吉田さんは、この廃墟の中から立ち上がるためには、従来の前例ではいかんともなしたいことは、万人の認めるところであります。政府は、ほんとうに心から犠牲者の立場に立つて、その

償いをすることを決意されたいのであります。

幸い、今回の惨事を機会に、補償問題を改定するより日米間の交渉を進められていくということをお承りしておるのではありませんが、その具体的な額をどの程度に考えられて交渉に入っておられるか、この際明らかにしていただきます。

い。ただいまの答弁を聞いておりますと、検討するとか、前向きな姿というよりな答弁をされておるのであります。さような答弁では、一片の誠意も認めるわけには私はまいりません。(拍手)

最後に、私は、かかる事故を絶対になくするためには思い切った処置を政府に強く要求するものであります。さきに池田総理に質問いたしました内容と若干重複にもなりますが、大事なことでありますので、総理より納得できる明快なる答弁を求めるものであります。

四月七日に、府中市の米第五空軍司令部で開かれた日米合同委員会事故分科委員会で、厚木飛行場付近の飛行コースや航空高度の検討を行なったと伝えられておりますが、問題はそんなことでは何らの解決の手段、対策にはなりません。問題の本質を根本的に解決

決しなくてはならぬと心得ております。立川や横田の基地をはじめ、その他各地に存在する大都市周辺の軍事基地は一切撤去して、今回の不幸事を解決することが根本的解決であるということをおし上げたい。

池田総理はじめ閣僚関係の誠意ある答弁を期待いたしまして、私の質問を終わるものであります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

御質問並びに御心配の第一の点は、もし今回の飛行事故に核兵器を搭載しておつたならば、たいへんなことだという御心配であります。私は、そういう御心配が

ありでございいますから、たびたびわが国へは核兵器の持ち込みは許せないということをはっきり言っておるのであります。

次に、前後二回にわたつての御質問でございましたが、首都付近での基地を撤去すべきではないかというお考えでございいます。防衛につきましてもいろいろ考えなければならぬ点があるの

であります。したがって、まずそれよりも、都市あるいは集団地の上空での飛行規制を今後十分検討していかなければならぬと思ひます。従来、航空の安全につきましても、再三米軍に

対しまして注意を喚起しておつたのでございいます。今回の事件にかんがみ、今後日米合同委員会におきまして、飛行規制について十分な検討を加え、適正な措置を講ずる考えでございいます。

なお、救済につきましても、お話の点全く同感の点がございいます。われわれといたしましては、日米交渉におきましてお気持ちの点が十分実現するよう努力いたしたいと考えます。

(拍手)

〔国務大臣大平正芳君登壇〕

パイロットの心得ないしはエンジンの撤去の件につきましても、措置でございいます。事故分科委員会で事故原因の究明、事故の結果の正確な調査をせつかくやつておるわけでございいますから、その結果を待ちまして、米側に反省ないし考慮を求むべきものがございいますれば、当然そのような措置をとつてまいりたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣福田繁雄君登壇〕

お答えいたします。

ただいまエンジンのお話が出ました。まことにごもっともなポイントでございいますので、実は本日アメリカ側に対しまして、埋没したまま今後の

調査に差しつかえないかどうか、いまだめ押しをしておる最中でございいます。

現地の話を聞きますと、四メートル近くの穴が掘られておりますが、私も現場を見ておりますが、なお十メートル以上の深さにエンジンが埋没したらしいやうでございまして、掘り出しの作業中、浸水がはなはだしく、なお近所の家屋の倒壊のおそれがありまして、現地からも強い希望があつて、一応これはあきらめて埋めようというのが一昨日の話し合ひでございいます。この点について現地の意向も考えながら、米軍側に照会中ではあります。

第二の、補償が従来低額ではないか、全く同感でございまして、先ほどお答えしましたとおり、今回の機会を生かしまして、ぜひともホフマン方式も取り入れた最大の取り扱いを私どもいたしたい。大蔵省その他と交渉中ではあります。近く決定を見る見込みでございいます。

なお、これだけではなく、全壊あるいは半壊の家屋の改修、新築等でありますが、従来につきましても、いろいろと不備な点がございいます。不足の点につきましても、長期低利の金融も考えることが適当じゃないか、いま事務的

昭和三十九年四月九日 衆議院会議録第二十二号(その一) 米軍機墜落事故に関する山花秀雄君の緊急質問

昭和三十一年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その一) 米軍機墜落事故に関する本島百合子君の緊急質問

に検討させておる次第でございます。
(拍手)

米軍機墜落事故に関する緊急質問

(本島百合子君提出)

○議長(船田中君) 次に、本島百合子君提出、米軍機墜落事故に関する緊急質問を許可いたします。本島百合子君。

○本島百合子君登壇

(本島百合子君登壇)

○本島百合子君 私は、民主社会党を代表いたしまして、東京都下町田市原町田の商店街に米軍厚木基地所属のF8U海軍ジェット戦闘機の墜落事故につきまして、御質問を申し上げたいと存じます。

死者四名、重軽傷二十九名、民家の全半壊十五戸の被害を受けましたことは、日本人にとって大きな驚愕でありました。ここに、私は、民主社会党を代表いたしまして、この痛ましい事故によってなくなられました方並びに御遺族に対しまして、心からなる弔意を表しますと同時に、重軽傷者の方々の一日も早い御全快を心からお祈り申し上げます。(拍手)

この際、政府に対し、再びこのような悲惨な事故を繰り返してはならない、また今回の事故に対してどのような

な補償が行なわれますか、以下数点にわたりまして、池田総理並びに関係大臣に御質問いたします。

私は、墜落事故がございました翌日、民社党調査団の一員として現地をお見舞いし、視察してまいりましたが、一夜を明かしました現地の悲惨な状態は戦地を思わせるようなものがあつたのであります。終戦以来、日本人は平和憲法を守って、平和な日本、そして祖国の繁栄のために努力してまゐつたわけでありまして。市民は、米軍基地さえなかったならば、こんな惨事は起こらなかつたであろうということを心から叫んでおつたのであります。このとき私は、昭和三十五年日米安全保障条約改定の当時のことを思い起こしたわけでありまして。

政府は、この改定にあたりまして、日米対等の立場に立つて、日本の安全と平和のために改定をすると称したわけでありまして、現実には、今回の事故を見ましても明らかなように、米軍機の飛行に関する権限は一切米軍の手に握られ、日本政府はこのような国内問題に対しまして何ら関与できなかったものでないでしょうか。日米対等の原則は安保条約において貫徹されていなかったというところが実証されたと思

うのであります。もし日本政府が、当時わが党の主張いたしましたように、米軍の装備、配置、展開等について、日本の拒否権を条約上明確に取りつていましたならば、危険が予測される市街地における飛行等について事前に十分チェックできたはずであります。

現在、日本国土内に百六十八万六千坪が米軍の使用に提供されております。このために米軍機墜落による日本国民の生命、財産の損害事件がしばしば繰り返されております。このことは、日本の安全と平和が危険にさらされていくといつても過言ではないと存じます。(拍手) 当時この安保条約の改定には、野党の全員の反対を押し切り、単独採決、自然成立ということによつて条約の発効を見たのであります。私も民主社会党は、この安保条約は段階的に解消すべきことを唱え、一昨年、政府並びにアメリカ大使に要請書を提出いたしましたのであります。その内容は、一、防衛力増強を削除すること、二、事前協議における拒否権を明確にすること、三、米軍の常時駐留を有する駐留に切りかえること、四、条約期限を短縮すること等でありまして。

池田総理にお尋ねいたしますが、わが党の要望に対しどのような交渉、努力がなされたかであります。今日、国際情勢は大きな変化を起し、核兵器の発達とともに、各国の軍備並びに戦略は、大きな質的転換を遂げつつあります。たとえばアメリカ国内においても、仄聞するところによりますと、常時駐留を有する駐留にすべきではないかということ、目下検討がされているというところでござります。この際、安保条約の再改定について政府は努力をされる意思があらくなるかどうか、御所見を承りたいと存じます。(拍手)

第二に、このような事故は、米軍機の飛行規制等十分な措置がなされておれば防止できるはずであります。たとえば飛行コースについては、市民の安全確保という見地から、密集市街上空の飛行を規制したり、高度について、事故の場合の安全性を確保するため、一定の高度以下の飛行を禁止したり、さらには、万一機体故障が起きた場合でも、機体の放棄は海上とか山岳地帯に行なえるよう、飛行士の訓練並びに飛行条件を規制するなどがそれでありまして。このことは、日本国民の安全を守るために米軍においても当然とらるべき措置であつたと思ひの

であります。この点について米軍の怠慢があつたのではないかと、政府の調査の結果をこの際明らかにしていただきたいと存じます。(拍手)

ただいま御答弁ございましたが、エンジンはいまだに振り出されておりますが、このことに対しても、日本人の疑惑を一掃するために、ぜひとも、どこにどのようなものがあるかということ、この際はつきりさしていただきたいと思ひます。(拍手)

同時に、かかる最小限の安全措置は、基地を提供する日本政府としても当然要求してしかるべき問題でありまして、過去において、政府は、米軍当局に対しこのような要求を行なつたことがあるのかどうか、その辺の事情、並びに米軍当局のこれに対する態度、さらには、これらの問題をめぐる日米合同委員会の審議実績等をこの際国民に明らかにしていただきたいと思ひのであります。(拍手)

私は、事故が発生し、適当な補償が行なわれればこれらの問題は一応解決するといふ見方に立つておるところの政府は、根本的に誤りを持つていて、このことを指摘したいのであります。(拍手) この種の事故を今後絶対に防止するための対策の樹立こそが、政府に

課せられた重大な責務であると申さなければなりません。この点について、政府は国民にいかなる補償を与えることができるのか、あるいはその具体的な問題について、ただいま大蔵大臣等よりも御答弁がっておりますが、私納得できませんので、あらためて後ほど御質問いたします。

第三に、この問題と関連いたしました重要なことは、基地周辺の住民の生命、財産を守り、基地であるがゆえにこうむっておりますところの精神的、物質的損害から日本人の日常生活を守ることが大切であります。したがって、現在基地のある関係都道府県から、米軍または自衛隊による基地の使用によって基地周辺地域における住民の生活環境が阻害され、もしくは経済活動に障害が生じている場合、これらを是正するための措置を講ずるという趣旨の基地周辺民生安定法案といううなものの制定促進の動きがあるように聞いております。先ほど、総理大臣は、ケース・バイ・ケースにおいて考えてみるという御答弁があったようにありますが、この点に対する構想もあわせて御答弁願いたいと存じます。(拍手)

また、今回のような米軍機の墜落事件は、過去におきましてもたびたび起きておるわけでありまして。昭和三十三年七月埼玉県入間川の商店街にB57機が墜落、死者三名、重軽傷八名を出し、次いで三十六年十二月には、福岡県香椎の民家にF100ジェット戦闘機が墜落、死者二名、重傷一名、三十八年五月に埼玉県入間郡毛呂山病院看護婦宿舎に、マーチンB57Bジェット爆撃機墜落、死者一名、重軽傷二十二名を出しております。このほかの問題では、死者はなかったが、田畑などに米軍機墜落は年に十件平均であるといわれております。

これらの事故の補償については、現在地位協定十八条に基づいて処理されており、死んだ場合において本人の収入を最高千五百円に抑え、その千倍、最高百五十万円であった。これはただいま答弁の中にも出ておりましたが、このことは昭和三十三年以来少しも改正されておられませんので、最近の諸物価高騰ののりからいかに低い基準であるかがわかるわけでありまして。たとえば、国鉄の事故死、また一般航空機の事故死の場合と比較いたしますと、相当下回っており、不当に低い補償額と申さねばなりません。今回の補償につ

いては、いわゆる Hoffman 方式がとられると先ほどから答弁されておりますが、これは河津丸事件の当時から採用されたものといわれております。この方式は、被害者の総月収から生活費、所得税などの諸費用を差し引き、年間の総収入を出し、それに平均余命数か、あるいは就労可能年数をかけ、中間利息を控除する方式であるといわれております。今日よりはやや高くなることは伝えられておりますが、しかし、大体この線で計算いたしましたとしても、所得の少ない人々に対しては、今日これだけの事故に対する補償として国民の納得できるものではないということが考えられるわけでありまして。(拍手)こうした点につきましては、もし低い計算が出た場合に、政府は、どのような人々に対する心からなる弔慰を、あるいは重軽傷者に対してなさるお気持ちでございませうか。その補償の内容をい

ま少し詳しくこの場において述べていただきたいと考える次第であります。こうした問題については、国の責任において、当然、手厚い補償をなすべきが至当と私は考えておる次第であります。(拍手)最後に、天災でなく人災が非常に増加しております今日、また、ことに民間飛行機墜落事件等が相次いで起こっておりますので、以上のような諸点について明確な御答弁をいただきますことは、国民に対して、こうした不慮の災害に対する一つの目標ができてまいっていると思えます。もちろん、こうした原町田のような悲惨な災害事故を再び起こさないということは当然でございしますが、同時に、米軍当局に対して、日本の態度をもっと腰強く、日本国民の利益を守るために行なわれていくことを心から期待いたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

【国務大臣池田勇人君登壇】
○国務大臣(池田勇人君) 安保条約に對しますお考えにつきましては、遺憾ながら、にわかに賛成することはできないと思っております。
なお、基地の使用につきましては、年々、常駐駐留が減少しておることを申し添えておきます。

また、米軍の駐留によりする事故防止につきましては、政府は、日米合同委員会等におきまして、十分な措置を今後講ずるよう措置をする考えでございします。

また、基地周辺民生安定法案、これは先ほど申し上げましたごとく、基地

問題につきましては、ケース・バイ・ケースに措置したほうが適當と考えまして、ただいま法案を提出する考えはございません。

なお、救済につきましては、先ほど山花議員にお答えしたように、政府としては十分の措置をとるべく、いま検討をいたしておるのであります。(拍手)

【国務大臣大平正芳君登壇】

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのように、日ごろから事故対策について日米合同委員会におきまして、精力的にやらなければならぬことはお示しのとおりでございます。日米合同委員会におきましては、事故対策ばかりではなく、最近非常に発達いたしました兵器の実情に應じて、これが社会生活に不当な影響を与えないような配慮も加えまして、検討を続けておるわけでございますが、こういった努力は今後一そう精力を傾けてやっておりますのでございします。

それから、今回の事故は具体的な事故でございますので、これは先ほど申しましたように、事故原因を究明し、事故再発防止対策もその正確な調査の上に立って打ち立ててまいりたいと存じております。最善を尽くしたいと考えております。(拍手)

〔國務大臣福田篤泰君登壇〕

○國務大臣(福田篤泰君) お答えいたします。

従来の補償基準が低きに失するのではないかと、全く同感でございます。この機会に、従来の労災法ないし公災法を参考とした基準は取りやめまして、先ほど申し上げましたような自動車損害賠償法その他のいろいろな、いわば引き上げを根拠づけるような資料を整えまして、目下大蔵省当局と交渉中でございまして、近く決定するものと考へております。

なお、エンジンその他の物理的証拠の問題でございますが、これは事故分科委員会を中心いたしまして、最後に疑点を残さぬよう最善を尽くすつもりでございます。(拍手)

肥料価格安定等臨時措置法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、内閣提出、肥料価格安定等臨時措置法案の趣旨の説明を求めます。農林大臣赤城宗徳君。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇〕
○國務大臣(赤城宗徳君) 肥料価格安定等臨時措置法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

農業生産上の基礎資材としての肥料の重要性和輸出産業としての肥料工業の意義につきましては、ここにあらためて申し上げるまでもないところであります。政府といたしまして、昭和二十九年に現行肥料二法、すなわち臨時肥料需給安定法、及び硫酸工業合理化及び硫酸輸出調整臨時措置法を制定し、肥料工業の合理化の推進に努めると同時に、農家に対し低廉にして豊富な肥料の供給を確保するよう措置してまいりました次第であります。

ひるがえって、最近のわが国における肥料の生産、需給等の事情を見ますと、現行肥料二法制定当時と比べ、著しい変貌を見るに至っております。すなわち、肥料工業の合理化の進展に伴い、その生産能力は急速に増大し、現在では、内需を充足した上で、その生産量の四割以上を輸出に回す状況となっております。また、価格も逐次引き下げられてまいっております。

国内需給がこのような状態にあるのでありますから、現行肥料二法のように、国が需給計画を策定し、これに従って生産指示、調整保管指示等を行ない、また、国が価格を公定するといふような措置を必要とする段階ではないと考へられます。したがって、今後

の肥料対策の中心は、内需確保の趣旨に基づいて輸出を適切に調整することと、価格の低位安定をはかることにあると考へられます。

以上のよう考へ方のもとに、現行肥料二法失効後、すなわち本年八月以降における肥料対策のあり方につきまして、昨年より、関係各方面の御見解をも伺つてまいりましたところであり、これら御意見を参酌し、慎重に検討した結果、内需優先、国内価格の低位安定、輸出体制の一本化等を基本とする臨時措置法を制定し、これによつて、二法失効後の肥料対策につき、遺憾のないよう対処したいと考へるに至つた次第であります。

以下、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、内需確保措置について申し上げます。

肥料の国内需要を優先的に確保し、内需向け供給にやささかの不安もなからしめる措置をとることといたしました。すなわち、肥料の輸出、特にあとで述べます日本硫酸輸出株式会社肥料の買入れについては、農林大臣及び通商産業大臣が定める肥料の需給見通しに基づいて通商産業大臣が承認す

るものとし、その承認については、農林大臣の同意を要するものとしたしております。

また、前記需給見通しを定めたときは、これを関係者に対し通知するものとしたしております。

第二に、国内価格の安定について申し上げます。

まず、肥料の国内価格の安定をはかるため、肥料の生産業者と販売業者とが互いに共同して自主的に、価格取りきめを締結することができるよう、当該共同行為について独禁法の適用を除外することといたしております。

次に、農林大臣及び通商産業大臣は、右の取りきめが農業または肥料工業の健全な発展に支障を与える等不適当と認める場合には、その取りきめの変更を命じ、または締結を禁止しなければならぬこととしております。

さらに、農林大臣及び通商産業大臣は、右の取りきめの締結を促進するためこれに必要な資料を当事者に対し交付し、または取りきめの締結に關し必要な勧奨もしくは助言を行なうことといたしております。

また、その取りきめが成立しがた

一方から申請があつた場合において、特に必要があると認めるときは、農林大臣及び通商産業大臣は、調停を行なうことといたしております。

第三に、肥料の輸出についてであります。これに關しては一手輸出体制を引き続きとるものとし、このため、日本硫酸輸出株式会社を存置することとして、これに關し所要の規定を設けることといたしております。

第四に、以上の措置を実施するため、農林大臣及び通商産業大臣は、必要があると認めるときは、肥料の生産業者及び販売業者に対し必要な事項の報告を求め、または生産業者の事務所等に立ち入り検査を行なうことができるとしてあります。

第五に、この法律は、現在における肥料をめぐる客観情勢にかんがみ、附則におきまして五年以内に廃止することといたしております。

以上が、肥料価格安定等臨時措置法案の趣旨でございますが、政府といたしましては、このような措置のほか、肥料輸入の自由化をはかるとともに、肥料工業の合理化、体質の改善確立、流通の合理化、円滑化等に努力し、今後

の肥料対策に遺憾なきを期してまい
所存であります。(拍手)

肥料価格安定等臨時措置法案(内
閣提出)の趣旨説明に対する質
疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の
説明に対して質疑の通告があります。
これを許します。足鹿覺君

〔足鹿覺君登壇〕

○足鹿覺君 私は、ただいま趣旨説明
のありました肥料価格安定等臨時措置
法案について、日本社会党を代表して、
池田総理をはじめ、農林、通産両大臣
及び公正取引委員長に対し、重要な数
点にわたって質疑を行ないたいと思
うのであります。(拍手)

まず最初に、基本的な問題について
池田総理にお伺いしたいのであり
ますが、冒頭に特に申し上げておかな
ければならないことは、昭和二十九年
現行肥料二法が制定されて以来、とに
もかくにも農民に対し低廉にして豊富
な肥料を供給する面で果たしてきた役
割りは、高く評価されなければならな
いのであります。

ところが、政府、自民党は、かねて
から肥料工業側の要請を取り入れて、
一面においては肥料二法の廃止を策謀
するとともに、他面独禁法、輸出入取引

法の改正等によってメーカーの利益を
擁護しようとしてきたのであります
が、このような反農民的な立場をとる
ことは、わが党をはじめ全国の農民の了
承するところとならず、猛烈な反対運動
の前にその野望はあえなくつがえさ
れて今日に至っておりますのであります。
(拍手)

しかるところ、本年七月三十一日を
もって肥料二法が失効するにあたり、
現行肥料二法に基づく肥料審議会とは
全く別に肥料懇談会なる諮問機関を設
けて、政府の意向に沿いやすい人々を
委員として審議させ、その答申を骨子
として肥料新法がここに提出されたわ
けであります。農民の立場に立つ
と、今回の新法は現行二法に比べて大
幅に後退し、率直に言つてないよりは
ましとの疑問すらあると断ぜざるを得
ないのであります。運用いかんによつては
いたずらにさる法の数をふやすに終
わつてしまふおそれがあると存する
のであります。(拍手)このことは、政

府の農業生産資料に対する政策がいか
に真剣味を欠いているかを物語するも
のであり、政府はもつと農村の事情を謙
虚に見詰め、大胆な政策を打ち出すべ
き段階であります。政府の農業基
本法第二条は「農業資料の生産及び流

通の合理化並びに価格の安定を図るこ
と。」を国の施策として掲げております
が、今回の新法がこの規定を受けて農
業基本法の関連法として提出された
するならば、現行肥料二法にはるかに
劣るお粗末なものといわざるを得ず、
また、総理が選挙中に公約した農業に
対する革命的な施策の一つとして提出し
たとするならば、あまりにも空虚な内
容のない政策として、無定見のそしり
を免れないと思うものでござります。
(拍手)

御承知のとおり、イギリス、西ドイツ
などにおいては、肥料工業を輸出産
業として育成するためのしわが国内農
業に寄せられないようにするため、肥
料購入費に対し多額の補助金を支出し
て、農業を保護することを忘れていな
いのであります。この際、総理の総
合的な農業生産資料政策の一環として
の肥料政策及び輸出産業としての基本
方針を承つておきたいのであります。

いま一点、総理にお伺いいたします
が、肥料新法の最も重要な点は、メー
カーに対し価格カルテルを形成するた
めの道を開こうというところにあるの
であります。御存じのとおり、独禁法
において容認される行為は、自然独
占、合理化カルテル、不況カルテル等

に限定されるべきであります。今回の肥
料新法において価格カルテルそのもの
を容認しようとすることは、明らかに
独禁法を骨抜きするものであり、総理
の言う物価引き下げとはまさに逆行す
るものといわねばなりません。しかも
なおかつ、新法によって公然と開かれ
た価格カルテルへの道は、他産業に及
ぶおそれなしとしないのであります。

現在最も総理の呻吟されている諸物価
値上りのさなかであつて、二法に守
られた肥料は、総理にとつて唯一の睡
眠剤ではなかつたかと私は考えるので
あります。新法を見て、総理が物価
値下げの宗旨を変えられたといわざる
を得ないのであります。この際、御
所信のほどを承つておきたいのであり
ます。

次に、農林大臣にお伺いいたしま
す。

端的に言つて、政府は最近、政策と
しての肥料対策をはじめ、生産資料対
策を軽視しておるのではないかと疑わ
ざるを得ないのであります。一例を申
しますならば、政府は乳価値下げの中
にあつて、その基本をなすえさの値上
げをもくろみ、政府手持ちの輸入ふす
ま三十キロ当たり二十三円、専管ふす
ま同じく四十八円、大麦トン当たり五

百三十円の大幅な値上げ案を策定した
りして、全く農業基本法ははしいま
に空文化されつつあるのであります。
幸いえさの値上げは、農林水産委員会
における決議とわれわれの追及にあつ
て、これを断念したようでありま
す。が、あらためてこの際、その方針を言
明していただきたいと思つたのでありま
す。

そこで、今回の肥料新法の対象に
いて承りたいのであります。肥料の生
産及び消費構造は、最近大きく変化
し、農村における流安の消費は大幅に
減少し、尿素や高度化成が飛躍的に増
加しておる実情から見て、新法におい
ては、これら尿素や高度化成について
も、価格取りきめの対象とすべきであ
るにもかかわらず、疏安のみに限定し
たかかる部分的な構想をもつてして
は、需給事情の変化に適応した真の肥
料対策の価値はきわめて乏しいと考
えるが、尿素、高度化成等を対象にしな
くてもよろしいのであるか、加えるの
であるか、農林大臣の所信のほどを
承つておきたいのであります。

次に、新法は、施行の日から五年以
内に廃止することとなっております
が、政府は、この妥協の産物たるイン
スタント肥料法によつて、当分の間需

昭和三十一年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その一) 肥料價格安定等臨時措置法案の趣旨説明に対する足鹿覺君の質疑

六二二

給または價格の動向を見守りつつ、五年後には農業基本法の体制に即応したよりよい肥料法を意欲的に考慮しておるのかどうか、この点もあわせてお聞きしておきたいと思ひます。

次に、この法案の最も重要な價格の取りきめについてお伺いをいたしたい。

新法は、現行二法の規定したバルクライン方式を廃止し、生産者と販売者の団体交渉によって價格をきめることとしております。しこうして、兩者間の調整がつかない場合には政府が調停に乗り出すこととしておりますが、このような方式で、はたして適正な價格がきまるでございましょうか。これと全く同じケースであるさきの乳価の場合を見ましても、その結果はおのずから明らかといわねばなりません。すなわち、昨年十月全国的に四大乳業メーカーが一方的な乳価の値下げを通告し、これに憤激した酪農家は酪農振興法に基づく中央調停を申請したのであります。中央調停はおよそ二カ月間にわたって難航の末、酪農危機に對処するきめ手を持たず、きわめて不十分な結論を出し、その權威を失墜したのであります。政府は、新法において歴史ある肥料審議會を廃止し、また、新法

第二条において「政府が價格取りきめを不適当と認める場合には、その取りきめの変更を命じ、または締結を禁止する」と政府の指示命令權を規定してあるが、もし当事者がこれを守らなかつた場合の罰則すらもないのであります。て、かかる法律とその運用をもつてして、はたして何をきめ手として公正な價格をきめられる所存であるか、承りたいし、これに関連して、第三者を加えた仲裁裁定機關を設けるべきであるとも考えられますが、その意思ありやいなや、農林大臣の確固たる御所信を承つておきたいのであります。(拍手)

次に、通産大臣にお伺いいたしたい。現行肥料二法が制定されて以来、硫酸工業の合理化、輸出産業としての育成という名目のもとに、今日まで硫酸製造業者に対しては実に驚くべき政府の手厚い保護がなされてきたのであります。すなわち、近くは昭和三十一年、輸出赤字の処理のために百三億圓、体質改善合理化のために百六億圓、合計二百九億圓の政策融資が氣前よく、無条件に決定されたことは、われわれのまだ耳新しいところでありまゝ。このほかにも、昭和二十八年度から三十八年度までに百七十四億圓の財政投融資、輸

出売り掛け金の損金算入に際して講ぜられた租税特別措置によるもの二十三億圓、輸出売り掛け金に対する輸出所得控除によるもの九億圓、尿素製造設備の特別償却による金利メリット約三億圓等々、総計をいたしますと三百億圓をこす巨額の減税と財政措置がとられてきておるのであります。これによつて、硫酸各社は着々と肥料以外の部門を強化し、そのほとんどはメーカーが総合化学工業としてマンモス化し、廃ガス、廢液から生産されるコストの安い回収硫酸、副生硫酸も大幅に増加の傾向にあり、いまや総合化学産業において肥料部門は副業的存在と変わつてつあるのであります。しかも、これらの政府保護はほとんど大手メーカーに集中し、このため、肥料工業間における格差は拡大しておるのであります。新法によつてカルテル体制が許されるならば、この傾向に拍車をかけ、中小企業メーカーは系列化され、そこに働く労働者の首切りが行なわれるおそれが多分にありますが、政府は、かかる弱小メーカーもつばに成り立ち、しかも肥料價格が下がるよう、零細メーカー及びその労働者の対策を真剣に考へるべきであると思ひますが、その対

策ありやいなや、お伺いをいたしたいのであります。

第二点として、政府は、マル公主義を廢止する前提として、外国の安い肥料を自由に輸入すればよいとして、本年十月から肥料の自由化をもうこんでおることは御承知のとおりであります。が、自由化によつて国内價格が下がることはとりてい期待できないし、また期待すべきではないのであります。なぜかならば、ヨーロッパではE.E.Cを中心にしたイトレックスが結成され、国際独占間の價格地盤協定を行なう機運が強まりつつあるし、またもしかりに自由化の結果、安い外国の肥料がどんどん入ってくることにしますならば、政府は緊急關稅を適用するのであります。政府は、自由化の効果をどう考え、またそれいかに對処せんとしておるか、この際お聞きいたしておきたいと思ひます。

第三に、さきに申し上げたとおり、肥料工業の合理化については数々の手厚い保護が講ぜられてきたにもかかわらず、その合理化の実態は今日に至るもなお明らかにされず、農民の強い批判を買つてゐるところであります。すなわち、第一次合理化計画ではトン当たり硫酸のコストを六十五ドルから五

十ドルへと十五ドル引き下げる目標であつたものが五十七ドルにとどまつたといひ、第二次合理化計画は四十三ドルにまで引き下げる目標であるにもかかわらず、通産当局は依然として五十三ドル台だとメーカーの言い分をそのまま代弁して資料の提出さえもしていないのであります。一説にはすでに合理化目標は達成されたという声もあり、事実本肥料年度に入つてから、メーカーは当初の九〇%の操業度を輸出好転によつて九五%に引き上げておるのであります。一体三百億になんなんとする巨額の財政措置やその他政策融資を講じたからには、当然合理化の経過なりその成果を通産当局は正しく把握すべきであると考えますが、この際これを明らかにされることを強く通産大臣に要求するものであります。

かりに百歩譲つて、通産当局が言うがごとく、いまだに五十三ドル台であるとすれば、輸出が全生産量の四三%を占める現状からすれば、輸出赤字はさらに累積されるであらうことは言ひをまちません。この輸出赤字を國內の消費者たる農民に転嫁しないといふ明確な保証はこの肥料新法のどこにもないのであつて、現行二法の重要な点が骨抜きにされておるのであります

十ドルへと十五ドル引き下げる目標であつたものが五十七ドルにとどまつたといひ、第二次合理化計画は四十三ドルにまで引き下げる目標であるにもかかわらず、通産当局は依然として五十三ドル台だとメーカーの言い分をそのまま代弁して資料の提出さえもしていないのであります。一説にはすでに合理化目標は達成されたという声もあり、事実本肥料年度に入つてから、メーカーは当初の九〇%の操業度を輸出好転によつて九五%に引き上げておるのであります。一体三百億になんなんとする巨額の財政措置やその他政策融資を講じたからには、当然合理化の経過なりその成果を通産当局は正しく把握すべきであると考えますが、この際これを明らかにされることを強く通産大臣に要求するものであります。

かりに百歩譲つて、通産当局が言うがごとく、いまだに五十三ドル台であるとすれば、輸出が全生産量の四三%を占める現状からすれば、輸出赤字はさらに累積されるであらうことは言ひをまちません。この輸出赤字を國內の消費者たる農民に転嫁しないといふ明確な保証はこの肥料新法のどこにもないのであつて、現行二法の重要な点が骨抜きにされておるのであります

かりに百歩譲つて、通産当局が言うがごとく、いまだに五十三ドル台であるとすれば、輸出が全生産量の四三%を占める現状からすれば、輸出赤字はさらに累積されるであらうことは言ひをまちません。この輸出赤字を國內の消費者たる農民に転嫁しないといふ明確な保証はこの肥料新法のどこにもないのであつて、現行二法の重要な点が骨抜きにされておるのであります

が、輸出赤字を国内に転嫁せずとの確約を、農林、通産兩大臣から統一見解として明らかにしていただきたいと思ふものであります。(拍手)

次に、公正取引委員長に伺いたい。

肥料工業のみでなく、従来までも地下カルテル、管理価格が存在してきたことは周知の事実であります。今回の肥料新法は、従来の輸出カルテルに加えるに国内価格についても公々然と独禁法の適用除外の共同行為が可能となる道が開かれておるのであります。これはきわめて重大なことといわねばなりません。現行肥料二法のもとにあつては、需給計画の策定、これに基づき生産指示、調整保管指示等を政府が行ない、また強力なコストの調査権もあり、これによってメーカーの極端な操業短縮を防ぐことができたのであります。新法においては需給計画は単なる需給見通しというところに変わり、この結果内需優先に名をかりた不当な操業短縮や生産、出荷調整が行なわれ、価格のつり上げが自由に行なわれる危険性が非常に濃いのであります。価格と操業度及び輸出を含む需給計画は表裏一体、不可分の関係にあるにもかかわらず、これをことごとく取りはずしたその真意をわれわれは疑わ

ざるを得ません。しかも、売り手と買い手が決定した適正価格よりも安い値段で売るメーカーがたまたまあつたような場合には、逆にこれが不当な過当競争として制裁を加えられることも起こりかねないのであります。かりそめにもそのようなことありとするならば、公正取引委員会は事実上の管理価格を認め、結果的には弱い農民を取り締まるという独禁法の精神に根本的にそむくことに相なるわけでありまして、これに対する公正取引委員長の見解と、独禁法の厳正な運用について御決意のほどを承りたいのであります。

そもそも、肥料とは、土地を肥やし農作物を育てるためにあるのであります。戦後、農民は、やせる思いで食糧増産のために高い肥やしを使い、精魂を込めて国民食糧の確保にがんばり抜いてきたことを忘れてはなりません。われわれは、この農民の期待を裏切ることのなきよう、現行二法失効後の無法状態は許されないと見地に立ち、慎重審議をもって当たることを申し上げます。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇〕

○国務大臣(池田勇人君) お答え申し上げます。

お話のとおり、いまから十数年前に肥料二法を制定いたしました。その当時といまとはよほど事情が変わつてきておるのであります。あの当時は窒素肥料は二百万トン以下の生産でございました。内需を確保するための措置としてやつたのでございますが、その後、肥料工業の合理化によりまして、生産は増強し、価格も安定、低下の道をたどつてきたのでございます。いまや、私は、十年前の肥料二法は要らない、廃止すべきだという考えのもとに進んで、今国会に提出した案のとおりにいたしましたのであります。事情がよほど変わつてきたということは、足鹿さんもお認めくださると思ひます。

しつらして、農業基本法との関係でございまして、農業基本法は、御承知のとおり生産性の向上をはかり、農家の所得をふやすということが最終の目的でございます。したがって、この意味において、農業資材の生産あるいは価格の安定等をはかる必要がございます。そのための今回の法案と相なつたのであります。われわれは内需を優先いたしまして、内需と輸出とを調整し、生産者、消費者が確固たる立場に

立つて、適正な生産と値段をきめることを念願しておるのであります。あるいは、西ドイツ、フランス等におきまして肥料に対する補助金を出しておることも承知しております。しかし、それは、外国に対してほとんどダンピング的な輸出をしておつた結果ともいわれておるのであります。しかし、肥料行政をやるにあたりまして、補助金政策ということは経済の原則に反します。やはり肥料の安定あるいは低価格のためには他の一般財政あるいは金融措置でいくことが適當であると考へておるのであります。

なお、独禁法の価格カルテルを適用しておるじやないか。これはいままではバルクライン方式でいっておりまして、非常に不當でございまして。しかし、今後肥料の価格の安定、しかも低位に持つていくためには、ある程度カルテル方式をとることが時代の推移に沿ひるものと私は考へておるのであります。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇〕
○国務大臣(赤城宗徳君) お答え申し上げます。

農業生産資材として肥料が重大な地位を占めておる、そのことは変わりございせん。確かに飼料あるいは農業

薬剤等が、相當なウェイトが加わつてきましたけれども、肥料の農業資材としてのウェイトは依然変わりはございません。その肥料を値上げするということになつてはけしからぬじやないかということでございますが、先ほど總理からも御答弁申し上げましたように、生産の四割以上を輸出するというふうな、生産量が非常にふえております。そういう関係でございまして、当事者の、すなわち生産者及び消費者の話し合いによつて価格は適当に決定される、値上げされるようなことは私はないと信じております。しかし、そういうような場合等も考慮いたしまして、政府における是正命令を出すことを留保しておるのでございますから、これが値上げされるということはないと思ひます。

この法案の適用が確安のみであつては、法律の目的が達しないじやないか、高度化成肥料等、その他の肥料も相當出回つておるので、確安のみではこの法律の目的、あるいは考へるところが不適当でないか、こういふ第二のお問いだと思ひます。確安以外のアンモニア系統の肥料は、アンモニア系統肥料相互間に代替性がございまして、この確安の価格に対する窒素成分

の市価でおのずから價格がきまる実情でございますこと、御承知のとおりでございます。それから、アンモニア系統肥料中に占める硫酸のウエートは漸次低下してきておりますが、硫酸全体としては、生産においても内需においても第一位を占めておりますので、右のような肥料の取引價格は今後もなお続くものと考えております。しかし、新法では硫酸以外のアンモニア系肥料についても、一応政令で指定すれば硫酸と同様の措置をとり得ることとしておりますので、今後必要に応じて新法の対象とするようにしたいと考えております。なお、高度化成につきましても、窒素分のほか、燐酸分ないしカリ分も含んでおりますので、その規格、成分比率等が複雑多岐にわたりますため、高度化成の價格を一律にきめるということはきわめて困難であると考えております。

認可制度、こういう制度を設けて、従来の二法律よりも緩和いたしました案になつておるのでございます。そういう案でありますので、五年の臨時立法としての経過を見まして、対処いたしたいと思ひます。

なお、價格の取りきめの問題であります。自主的な價格取りきめにおきましては、肥料の需給が大幅に緩和しておる実勢でありますので、当然ベースとなつて行なわれると考えられますので、現行二法のようなマル公を定めなくても、肥料價格の低位安定は十分達成できる、先ほど御答弁申し上げたとおりであります。したがって、政府といたしましては、自主性を尊重する趣旨からいいたしても、両当事者間の話し合いにあまり介入しないほうが適當であると考えておるわけでござい

ます。しかし、先ほどからお話のありますように、重大なる生産資材でございますので、輸出のほうに對しましての認可制度を設け、また價格の取りきめが適當でないというような場合には是正命令を出し、あるいは調停の措置をとるといふことにいたしておりますので、その点で御趣旨のような心配はないと私は確信しております。

また、輸出の赤字が転嫁されるのではないか、それに対する措置はどうかというところでございますけれども、これは輸出に對する認可及び調停あるいは是正命令、こういうものによりまして赤字が転嫁されない措置をとり得る、こういうふうに考えております。

〔國務大臣(福田一君) 答へをいたします。〕
中小企業といふゆる小さい肥料会社は困りはしないかということでございますが、従来も財政資金をつける場合等々においても、中小企業の育成に十分注意を払つてまいりました。したがつて、かなり安定はしてきておるのであります。今後ともこういう措置をとる場合には、中小企業に對して十分な考慮を払つてまいりたいと存じておる次第でございます。

〔國務大臣(福田一君) 答へをいたします。〕
中小企業といふゆる小さい肥料会社は困りはしないかということでございますが、従来も財政資金をつける場合等々においても、中小企業の育成に十分注意を払つてまいりました。したがつて、かなり安定はしてきておるのであります。今後ともこういう措置をとる場合には、中小企業に對して十分な考慮を払つてまいりたいと存じておる次第でございます。

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

〔政府委員(渡邊善久君) 答へをいたします。〕
この法案が五年間の臨時立法であるといふことはどんなものだろうか、こういうお問ひでございます。生産者及び消費者の自主的な話し合いによつてきめるのを本筋とこの法律ではいたしております。もうすでにそういう段階に入つておる。しかし、價格等につきましても是正命令、あるいは輸出に對する

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。通信委員会理事秋田大助君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔秋田大助君登壇〕

○秋田大助君 ただいま議題となりました簡易生命保険法の一部を改正する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

この法律案は、去る二月十三日内閣から参議院に提出され、三月十八日同院において可決の上本院に送付せられたものでありますが、その趣旨とするところは、加入者の保険的保護を厚くし、あわせて、事業の発展を期するため、簡易生命保険の最高保険金額を現行の五十万円から百万円に、また、その最低保険金額を現行の一万円から五万円に引き上げるとともに、従来の養老保険の性格を保有させ、かつ、死亡保障を強化した特別養老保険を新設しようにするものであります。

なお、施行期日は本年四月一日となつております。

通信委員会においては、本案付託以來慎重審議を続けた後、四月三日質疑終了、次いで、自由民主党佐藤洋之助君より、本法律案の施行期日を「公布の日」と改める旨の修正案が提出され、続いて、修正案及び修正部分を除く原案につき採決の結果、全会一致をもつて可決、よつて、本法律案は修正議決すべきものと決しました。

次いで、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三党の共同提案により、簡易生命保険積み立て金運用の適正を期すべき旨等の附帯決議を付した次第であります。

以上をもつて御報告を終わります。

(拍手)

〔参照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第二 オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案を議題といたします。

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。オリンピック東京大会準備促進特別委員長島村一郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔島村一郎君登壇〕

○島村一郎君 ただいま議題となりましたオリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に關する法律案につきまして、オリンピック東京大会準備促進特別審議会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、本年十月に開催されるオリンピック東京大会を記念するため、すでに発行が決定されております百円の臨時補助貨幣のほかに、さらに千円の臨時補助貨幣を発行することとし、その法貨としての通用限度を二万円までと定めること等を内容とするものでございます。

本案は、去る三日本委員会に付託になり、七日、政府より提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第三、小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。運輸委員長川野芳満君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔川野芳満君登壇〕

○川野芳満君 ただいま議題となりました小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

昭和三十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その一)

小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案 自治省設置法の一部を改正する法律案外一

六二六

本案は、内航海運の輸送秩序の確立と内航船腹量の是正をはかり、内航海運に対する国民経済上の要請にこたえようとするものであります。

まず、小型船海運業法について申し上げます。

改正の第一点は、題名を内航海運業法に改め、その適用範囲を内航海運業全体としようとするものであります。

第二点は、運輸大臣は、海運造船合理化審議会の意見を聞き、当該年度以降五カ年間に於いて各年度の適正な船腹量を定め告示するとともに、必要に応じて当該年度の最高限度を設定し、その船腹量が定められた最高限度をこえるときは、新たな登録または変更登録を拒否することとしたこととでございます。

次に、小型船海運組合法について申し上げます。

題名を「内航海運組合法」に改め、その組合員の資格を内航海運業者全体とするともに、組合の行なり調整事業は不況の場合に限るとするものであります。

本案は、二月二十七日日本委員会に付託され、翌二十八日政府より提案理由の説明を聴取し、四回にわたり質疑を行ないました。

かくて、四月七日、自由民主党閣内

勝利委員より、自由民主党、日本社会党並びに民主社会党を代表して、自家用船舶の規制に関する修正案が提出され、討論を省略し、採決の結果、本案は全会一致をもって修正議決すべきものと決した次第でございます。

なお、本案に対しまして、日本社会党久保三郎委員より、自民、社会、民社三党共同提案による適正船腹量の設定に際し、諸般の事情を考慮、財政資金の確保、所要資金のあつせん、組合の組織強化について政府は適切な措置を講ずべきである旨の附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

【参照】

小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員案修正)

小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、第二十三条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第二十五条の次に次の二条を加える。

(自家用船舶)

第二十五条の二 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数二十トン以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

第二十五条の三 運輸大臣は、第二条の三第一項の規定による船腹量の最高限度が設定されている期間内に前条第一項の届出があつた場合において、当該届出に係る船舶が内航運送の用に供されることにより、内航海運業の健全な発達に障害され、内航運送の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該期間内の一定期間当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないように求めることができる。

第一条のうち、第三十三条第二号の改正に関する部分中「第三十三条第二号を次のように改める。」を「第三十三条第一号中「又は第二十一条」を「若しくは第二十一条に、」の規定による届出を、又は第二十五条の二の規定による届出」に改め、同条第二号を次のように改める。」に改める。

附則第四条第五項中「附則第八条第一項を、附則第九条第一項」に改める。

附則第七条第二項中「次条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第二十一条を附則第二十二条とし、附則第九条から附則第二十条までを一条ずつ繰り下げる。

附則第八条第一項中「前条第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。

から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 新法第二十五条の二第一項後段及び第二項の規定は、前項の規定により届出をした者に準用する。

3 第一項の規定又は前項において準用する新法第二十五条の二第一項後段若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であり、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第四 自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第四、自治省設置法の一部を改正する法律案、日程第五、運輸省設置法の一部を改正する

法律案、右両案を一括して議題といたします。

自治省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員理事内藤隆君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔内藤隆君登壇〕

○内藤隆君 ただいま議題となりまして、二法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

自治省設置法の一部を改正する法律案は、地方公営企業制度調査会を二年間設置するほか、職員の設定を十五名増員することであります。

次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案は、第一に、伊勢湾港湾建設部を第五港湾建設局に改組し、管轄区域を愛知、静岡及び三重の三県とすること、第二は、東京陸運局の自動車部

を自動車第一部及び自動車第二部とすること、第三は、職員の定員を二百六十四名増員することであります。

右二法案は、いずれも一月二十九日本委員会に付託され、二月十八日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月七日、質疑を終了いたしましたところ、右二法案に対し、施行期日について、自民、社会、民社三党共同提案にかかる修正案がそれぞれ提出され、趣旨説明の後、討論もなく、採決の結果、右二法案はいずれも全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、自治省設置法の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、民社三党共同提案にかかる、最近の地方公営企業の赤字経営に対し、地方公営企業制度調査会の検討と切り離して、政府はすみやかに赤字解消の対策を講ずべきであるとする内容の附帯決議案が提出され、これまた全会一致の議決を見た次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

自治省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
自治省設置法の一部を改正する法律案

律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に、「同年」を「昭和三十一年」に改める。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)
運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
附則を次のように改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八十三条の表の改正規定は、昭和三十九年四月一日から適用する。

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告は修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

第 六 程

昭和三十七年度一般会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)
昭和三十七年度特別会計予算費使用総調査(その二)

(承諾を求め)

○議長(船田中君) 日程第六、昭和三十一年度一般会計予算費使用総調査(その二)外四件(承諾を求めの件)、日程第七、昭和三十一年度一般会計予算費使用総調査(その二)外二件(承諾を求めの件)、右八件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。決算委員長白濱仁吉君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔白濱仁吉君登壇〕

○白濱仁吉君 ただいま議題となりました昭和三十一年度一般会計予算費使用総調査(その二)外四件、及び昭和三十一年度一般会計予算費使用総調査(その二)外二件の承諾を求めの件について、決算委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

(承諾を求め)

昭和三十一年度一般会計予算費使用総調査(その二)外四件は、昭和三十一年一月から三月までの間に使用を決定したもので、その総額は五百三億四千万、昨年十二月二十四日本委員会に付託され、本年一月二十九日大蔵省当局より説明を聴取、また、昭和三十一年度一般会計予算費使用総調査(その二)

第 七 程

昭和三十八年度一般会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)
昭和三十八年度特別会計予算費使用総調査(その一)

(承諾を求め)

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 金屬鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

六二八

外二件は、昭和三十八年五月から十二月までの間に使用を決定したもので、その総額は六百九十二億四千万円でありまして、本年二月十四日日本委員会に付託され、本月一日大蔵省当局より説明を聴取いたしました。

本月七日以上各件について質疑を終了、同日、採決の結果、全会一致をもって承諾を与えるべきものと議決した次第であります。その詳細は會議録によつて御承知願うことにいたしたいと思ひます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(船田中君) 八件を一括して採決いたします。

八件は委員長報告のとおり承諾を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、八件とも委員長報告のとおり承諾を与えるに決しました。

日程第八 金屬鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第八、金屬鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

金屬鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。商工委員長二階堂進君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

二階堂進君登壇

○二階堂進君 ただいま議題となりました金屬鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

貿易の自由化を迎え、わが國金屬鉱業の體質を改善するためには、探鉱の促進によつて優良資源を確保することが最も重要な効果的な方策であり、従来、大手鉱山に對しましては、金屬鉱物探鉱融資事業団による探鉱資金の融資、中小鉱山に對しては新鉱床探査費補助金の制度がありました。が、本案は、これに加え、企業が行なう探鉱に指針を提供するため、金屬鉱物探鉱融資事業団の業務に地質構造調査を追加するものであります。

そのおもな内容は、
第一、事業団は新たに地質構造調査

の業務を行なうこととし、これに伴い、法律の題名を金屬鉱物探鉱促進事業団法と改めたこととあります。

第二、事業団は地質構造調査の実施計画を作成し、または変更する際、その計画案を公表して、利害関係人に意見書を提出する機会を与えなければならぬこととし、通産大臣の認可があつた場合は、計画の要旨を公示しなければならぬこととあります。

第三、地質構造調査の費用は、政府の補助金、都道府県の負担金及び鉱業権者の負担金をもつて充て、その負担割合は政令で定めることとあります。

第四、事業団は、地質構造調査のためのボーリングによつて、金屬鉱物の鉱床が発見され、利益を受ける者があつた場合には、当該ボーリングに要した費用の全部または一部を納付させる等とあります。

本案は、去る二月十四日日本委員会に付託され、二月十八日通産産業大臣より提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等、慎重な審査を行ない、四月八日の委員会において採決いたしましたところ、本案は多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に對し、事業団の融資条

件の改善、地質構造調査の事業規模の拡大、新鉱床探査費補助金の充実、鉱床補てん準備金の創設等を内容とする附帯決議を付することにいたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決でありまして、本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第九 中小漁業融資保証法の
一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第九、中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案を議題といたします。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案
〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長高見三郎君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔高見三郎君登壇〕

○高見三郎君 ただいま議題となりました内閣提出、参議院送付にかかる中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に對する農林水産委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

中小漁業融資保証制度は、金融機關の中小漁業者等に対する貸し付けについて、漁業信用基金協會がその債務を保証し、かつ、その保証債務について政府が保険を行ない、中小漁業者等の融資を円滑にしようとするものであります。

この制度は、昭和二十七年に発足し、十余年を経きておるのでありますが、本案は、最近における中小漁業の現状に徴して、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進及び水産加工業者等に対する信用補完の授与に關して、制度の拡充整備を行ない、中小漁業の振興により一そう寄与せんとするものであります。

農林水産委員会におきましては、去る四月一日提案理由の説明を聴取し、四月八日、質疑を行ない、これを終了し、討論を省略して採決いたしました

ところ、多数をもって可決すべきものと決した次第であります。

なお、本制度本来の意義にかんがみ、沿岸小漁業者に重点を置いた運用を期すること、及び保険料率の引き下げをはかること等について附帯決議が付されたことを申し添え、御報告を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第十 経済協力開発機構条約

の締結について承認を求めるの件

○議長(船田中君) 日程第十、経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

〔本号(その二)に掲載〕

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。外務委員長白井一君。

〔報告書は本号(その二)に掲載〕

〔白井一君登壇〕

○白井一君 ただいま議題となりました経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本条約は、一九四八年に設立された欧州経済協力機構を改組して、OECD、すなわち経済協力開発機構を設立したものであります。一九六〇年十二月十四日欧州経済協力機構加盟の十八カ国にアメリカとカナダを加えた二十九カ国によって署名され、一九六一年九月三十日に発効しております。

この機構は、加盟国における高度の経済成長、後進国に対する援助及び世界貿易の拡大を三大目的とする国際機関であります。わが国は、この機構に加盟することにより、先進工業国との協力関係の緊密化を通じて、高度の経済成長を達成し、世界経済の発展に貢献することになりますので、かねてから、この機構に加盟するため、機会あるごとに希望を表明してまいりました。

たところ、昨年七月二十六日、右機構はわが国の加盟を正式に招請するともに、わが国と機構の事務局長との間に、わが国が機構に加盟するための条件を具体的に取りきめた了解覚書きの署名が行なわれたのであります。

わが国は、この了解覚書きで、機構が採択している経常的貿易外取引の自由化に関する規約及び資本移動の自由化に関する規約に掲げる項目中、十九項目を除き完全に自由化することを約束しております。

本件は、二月十一日外務委員会に付託されましたので、政府から提案理由の説明を聞き、質疑を行ない、また、大蔵、運輸の各委員会と連合審査会を開く等、慎重に審議を行ないました。詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、四月八日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して戸叶里子君より反対、自由民主党を代表して正井啓次郎君、民主社会党を代表して永末英一君よりそれぞれ賛成の意見が述べられました。討論を終え、採決の結果、本件は多数をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 討論の通告があります。これを許します。松井誠君。

〔松井誠君登壇〕

○松井誠君 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となりましたわゆるOECD条約締結について承認を求めるの件につき、反対の立場から討論をいたすものであります。(拍手)

このOECDの性格は、その結成の経過の中にさまざまなあらわれておるのであります。一九四八年、アメリカは、大戦後飛躍的に増大しつつあった社会主義勢力に対抗するために、あるいはまた、膨大なみずからの生産力のはけ口をつくり出すために、いわゆるマーシャルプランの名で、欧州の復興に主役をつとめてまいりました。このときに、その受け入れ調整機関として発足したのが欧州経済協力機構、いわゆるOECDであります。

このOECD諸国は、その後、アメリカから注ぎ込まれた百二十億ドルの援助資金をてこいたしまして相互間の貿易・為替の自由化につとめ、かくして一九五八年、そのほとんどの国が相次いで自由通貨の交換性を回復し

て、ここに西欧資本主義国はいわゆる戦後を終えたのであります。

しかしながら、この資本主義諸国の協力には限度があるわけであります。

一九五八年、独仏を中軸とする六カ国は、より広い市場を求め、より強い経済的統合を目ざして、いわゆるEECを結成し、これに反対するイギリスは、六カ国を率いていわゆるEFTAを結び、ここにOECCは、EEC、EFTA、及びそのいずれからも置き忘れられたギリシャ、トルコなどの中進国グループ、この三つに分裂してしまつたのであります。そして、このOECC諸国の主要な国は、また反共軍事同盟であるNATOの加盟国でありますから、OECCの分裂は、事実上NATOの分裂につながる問題でありました。そこでアメリカは、ゆるみかけた資本主義陣営のたがを締め直すために、そのイニシアチブのもとに一九六〇年の暮れつくり上げたのが、OECDであります。そしてみずからもカナダとともに、今度は正式なメンバーになつたのであります。この経過自体が物語っているように、OECDの基本的な性格は、何よりもまず反共的な政治同盟であるといわなければなりません。

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その一) 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

さらに、当時アメリカは重大なドル危機に直面いたしておりました。これはアメリカが低開発国に対して、これを資本主義陣営に引きとめるために、あるいはまた中ソの封じ込めのために、軍事的、経済的援助のドルをばらまいた結果であります。そこでアメリカは、ドルを守ることは自由を守ることにたと称して、低開発国援助の肩がわりを資本主義諸国に求めるに至ったのであります。そしてOECD発足に先立つ一九六〇年の春、OECDの下部機構として開発援助グループいわゆるDAGをつくり、OECDの中でも先進的な資本主義国がこれに加盟いたしました。そしてOECD発足とともにこのDAGはOECDの下部機構である開発援助委員会いわゆるDACとして生まれ変わり、そして低開発国援助という目的がOECDの主要な目的につけ加えられたのであります。

ここにOECDの第二の性格があります。第二の性格とは何か。それは端的に言つて、低開発国に対する帝国主義同盟としての性格であります。もともと、帝国主義といつても、大戦前のように軍勢力を伴う露骨な侵出はありません。それは増大した社会主義勢力、低開発国の民族的な自覚の高まり、あるいはまた帝国主義諸国の内部の平和勢力の増大があるからであります。

しかしながら、現に低開発国は、援助を受けなければ受けるほど援助国に縛りつけられ、中には援助資金の利払いに追われている低開発国も出ております。だからこそ、低開発国は資本主義諸国のやり方を集団的植民地主義だと言つて非難し、援助よりも貿易をということを叫んでおるのであります。しかも、その先進国との貿易は、交易条件の不利のために貿易をするほど先進国との社会的経済的格差が開き、そのためにいわゆる南北問題というものが一九六〇年代の最大の課題とされておるのであります。いまジュネーブで開かれておる貿易開発会議こそ、この新しい帝国主義に痛めつけられておる低開発国の苦悩を物語つておるのであります。

第三の性格は、言うまでもなく、自由化促進を中心とした経済的な側面であります。資本主義諸国はガットによつて貿易の自由化を、IMFによつて為替の自由化を、そしてまたこのOECDによつて資本取引の自由化を推し進め、もつていわゆる開放体制をつくり上げようとするのであります。

そして、それによつて戦後増大した社会主義勢力、あるいは喪失した植民地、そのことのために、狭められた世界市場の中で、相互間の市場を最大限に拡大しようというのであります。

以上申し上げました三つの性格に照らしまして、私は、多くの点から反対をせざるを得ないのでありますけれども、ここではこれを二点にしばつて申し上げたいと存じます。

第一点は、自由化によつて生ずる日本経済及び国民生活に対する憂慮すべき影響であります。

池田首相がいかに力み返ろうとも、日本は依然として国際競争力を持たない、膨大な中小企業や農業をかかえ込んだ中進国であります。産業構造も、したがつてまた輸出構造も、中進性を脱却することはできません。中小企業と農業に革新的な施策を施すという池田首相の言明は、通産省や農林省の役人をあわてさせただけであつて、事態は少しも改善されておりません。政府はこれらの産業や企業を保護育成することにしようとするのではなく、これを整理し、首切ることにしようとするのであります。大企業はまた合理化の波を労働者にかぶせることによって自由化のあらしを切り抜け

ようとしております。このような態勢において迎える自由化によつて泣く者は一体だれであり、笑う者は一体だれであるか、言わずして明らかであります。

資本取引の自由化によつて、外資の導入は技術の導入とともに、さらに多きを加えるであります。特に日米通商航海条約によつてささえられておるアメリカの資本や技術の導入は、いまでも圧倒的に多かったのであります。が、今後さらに動きが激しくなるであります。この外資が日本経済の成長に寄与した実績をわれわれは無視するものではございません。しかし、それが反面に中小企業を圧迫し、さらには大企業の経営権を脅かす危険が、日本の実情に照らしきわめて大きいことを憂えるのであります。しかもいま、内には物価の騰勢と輸入の増勢がやまず、外には関税の一括引き下げが日程にのぼつており、国際収支の先行きできわめて不安であります。まさにそのときに、国際収支の均衡を至上命令とする開放体制に移行するのであります。この国際収支の均衡を實現するためには、またぞろ経済成長を犠牲にせねばなりません。その結果がどうなる

か。われわれは池田さんのおかげで何度か経験しておるのであります。

IMF八条国移行によつて、日本経済は背伸びして成人式を迎えました。その成年に達したばかりの日本経済が、今度は一足飛びに中年になり、資本主義諸国のリーダーになろうと気負つておるのであります。池田首相は

大國意識と愛國意識を混同しておるやに見受けられますけれども、正確な認識を忘れた大國意識の危険さを、われわれは第二次大戦によつていやというほど経験させられたではございませんか。(拍手)われわれはいくらに保守退嬰の域に閉じこもれといふのではございせん。あらしに向かうには、それにふさわしい身支度をせよというのであります。開放経済への道は、一度すべり出したらあと戻りのきかない一方交通だからであります。もつとも、政府は、自由化については留保をしておる。OECDは高級サロンでありクラブであるから、無理じいはしないであらうと説明しております。しかし、資本主義諸国の自由化の要求は、サロンで葉巻をくゆらしながら談笑のうち

にきめられるようなまやかしいものではございません。それはまさに肉を切らせて骨を切るという凄絶な戦いで

あります。だからこそ、現にOECD加盟の交渉に際して、日本は、その強い抵抗にもかかわらず、周知のように海運政策の大変更を余儀なくされたのであります。

反対の第二点は、低開発援助のあり方に関してであります。

日本は、奇妙なことに、OECDの加盟交渉に先立って、DAG成立と同時にこれに加盟をしております。しかも注目すべきことは、この加盟はアメリカのあと押しというよりも、むしろその要請によって行なわれ、イギリスなどの反対を押し切って、その結成直前にかけ込み加盟したのであります。そのアメリカと日本は安保条約というものによって特殊な関係にあり、しかも日本の旧植民地を含む東南アジアは、アメリカの軍事援助が最も強く行なわれている地域であります。このことからOECDを通ずる日本の低開発国援助は、また特殊な形をとらざるを得ないであります。それはアメリカとともに、あるいはまた、あわよくばアメリカにかわって進出をするというところであります。現に政府も認めておるうちに、ことしの初めの日米合同経済委員会で、経済援助についての日米間の国際分業が論ぜられま

した。そしてその手始めに、韓国に対する有償無償五億ドルの資金の使用途について、近くアメリカのAIDの長官を迎えて協議をする予定だと新聞は報じておるではありませんか。政府は口を開けば、それこそ何とのかの何とのかのように、国連中心主義を唱えております。しかし、その国連ではいまだ何が行なわれておるか。国連貿易開発会議において低開発国は、援助も貿易も国連の機構を通ずることを要求しております。南北問題を東西冷戦の具にする

ます。南北問題を東西冷戦の具にするなど呼びかけております。その声をよそに、貿易はガットの場で、援助はOECDの場で解決しようとかえてするのではありませんか。国連の半数を占めるこの低開発国の要求に背を向けて、二国間のひもつき援助にしがみつこうとする路線は、必ずや歴史の痛い反響を食らうでありませんか。政府は、いまこそ国連中心主義を通ずるか、それともその看板をおろすか、去就を明らかにすべきときであります。

以上、反対の理由を申し上げまして、私の討論を終わります。(拍手)
○議長(船田中君) これにて討論は終了いたしました。
採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十一分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 池田 勇人君

外務大臣 大平 正芳君

大蔵大臣 田中 角榮君

厚生大臣 小林 武治君

農林大臣 赤城 宗徳君

通商産業大臣 福田 一君

郵政大臣 古池 信三君

自治大臣 赤澤 正道君

国務大臣 佐藤 榮作君

国務大臣 福田 篤泰君

出席政府委員

内閣法制局長官 林 修三君

公正取引委員会委員長 渡邊喜久造君

運輸政務次官 田邊 國男君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る三日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
国立学校特別会計法

(議決を求めるの件送付及び通知)

一、去る三日、国会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。
国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

(通知書受領)
一、去る三日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

一、昨八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律

石炭被害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律

(政府委員承認)
一、去る七日、船田議長は、池田内閣総理大臣申出の、次の者を第四十六回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵省為替局長事務代理 鈴木 秀雄

(政府委員任命)
一、去る七日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、七日議長において承認した鈴木秀雄を同日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(政府委員解任)
一、去る六日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、同日(大蔵省為替局長)渡邊誠の第四十六回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。

(政府委員退任)
一、昨八日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、去る一日付をもつて通商産業省企業局参事官馬郡殿は同企業局産業立地部長に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、昨八日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、去る一日付をもつて通商産業省企業局参事官馬郡殿は同企業局産業立地部長に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

昭和三十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 朗読を省略した議長の報告

(理事補欠選任)

一、去る三日、建設委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 服部 安司君(理事木村守江君去る三日理事辞任につきその補欠)

つきその補欠)

(常任委員辞任)

一、去る三日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

松井 政吉君 赤松 勇君

外務委員

赤松 勇君 黒田 壽男君

平岡忠次郎君 松平 忠久君

中嶋 英夫君 松井 政吉君

松井 誠君

農林水産委員

中村 時雄君 玉置 一徳君

商工委員

山手 満男君

通信委員

中嶋 英夫君 平岡忠次郎君

建設委員

玉置 一徳君 中村 時雄君

予算委員

田澤 吉郎君

決算委員

森本 靖君 黒田 壽男君

一、去る六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

通信委員

中嶋 英夫君 受田 新吉君

予算委員 西村 榮一君

一、去る七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

地方行政委員

重盛 寿治君 松井 誠君

法務委員 中村 梅吉君 早川 崇君

松井 誠君 重盛 寿治君

外務委員 田原 春次君

商工委員 岡崎 英城君 砂田 重民君

通信委員 西村 榮一君

建設委員 木村 守江君

予算委員 井村 重雄君 登坂重次郎君

永末 英一君 福田 勉夫君

決算委員 一、昨八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員 渡辺 栄一君 池田正之輔君

法務委員 河本 敏夫君 千葉 三郎君

中垣 國男君

外務委員 愛知 揆一君 池田正之輔君

宇都宮徳馬君 帆足 計君

大石 八治君 登坂重次郎君

森下 元晴君 橋崎弥之助君

松井 誠君

農林水産委員

橋崎弥之助君 中村 時雄君

帆足 計君 玉置 一徳君

商工委員 米内山義一郎 多賀谷眞稔君

田中 武夫君

建設委員 久保田鶴松君 山崎 始男君

玉置 一徳君 栗原 俊夫君

中嶋 英夫君 中村 時雄君

予算委員 飯谷 忠男君

決算委員 鏡治 良作君 淡 徹郎君

栗原 俊夫君 田中織之進君

森本 靖君 久保田鶴松君

山崎 始男君 米内山義一郎君

(常任委員補欠選任)

一、去る三日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員 赤松 勇君 松井 政吉君

外務委員 松井 政吉君 松平 忠久君

中嶋 英夫君 松井 誠君

平岡忠次郎君 赤松 勇君

黒田 壽男君

農林水産委員

玉置 一徳君 中村 時雄君

商工委員 砂田 重民君

通信委員 平岡忠次郎君 中嶋 英夫君

建設委員 中村 時雄君 玉置 一徳君

中村 時雄君 山手 満男君

予算委員 黒田 壽男君 森本 靖君

決算委員 一、去る六日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

通信委員 畑 和君 西村 榮一君

予算委員 一、去る七日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員 松井 誠君 重盛 寿治君

法務委員 松澤 雄蔵君 岡崎 英城君

重盛 寿治君 松井 誠君

外務委員 小山 省二君 大石 八治君

通信委員 受田 新吉君

建設委員 中村 梅吉君

予算委員 福田 勉夫君 早川 崇君

西村 榮一君

決算委員

一、昨八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

池田正之輔君 渡辺 栄一君

法務委員 長谷川四郎君 森下 元晴君

上村千一郎君

外務委員 登坂重次郎君 森下 元晴君

大石 八治君 橋崎弥之助君

宇都宮徳馬君 愛知 揆一君

池田正之輔君 帆足 計君

田原 春次君

農林水産委員

帆足 計君 玉置 一徳君

橋崎弥之助君 中村 時雄君

商工委員 多賀谷眞稔君 田中 武夫君

米内山義一郎君

建設委員 中嶋 英夫君 栗原 俊夫君

中村 時雄君 山崎 始男君

久保田鶴松君 玉置 一徳君

予算委員 中垣 國男君

決算委員 河本 敏夫君 千葉 三郎君

山崎 始男君 米内山義一郎君

久保田鶴松君 森本 靖君
栗原 俊夫君 田中織之進君
(理事補欠選任)
一、去る七日、オリンピック東京大会準備促進特別委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 中嶋 英夫君(理事阪上安太郎君去る三月十三日委員辞任につきその補欠)

理事 永井勝次郎君(理事平岡忠次郎君去る三月十三日委員辞任につきその補欠)

(特別委員辞任)
一、去る三日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

山下 榮二君 門司 亮君

一、去る七日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

オリンピック東京大会準備促進特別委員

地崎宇三郎君 板川 正吾君

小山 省二君 柳田 秀一君

(特別委員補欠選任)
一、去る三日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

公職選挙法改正に関する調査特別委員

昭和三十九年四月九日 衆議院会議録第二十二号(その二) 朗読を省略した議長の報告

門司 亮君 山下 榮二君
一、去る七日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

オリンピック東京大会準備促進特別委員

小山 省二君 柳田 秀一君

(議案提出)

一、去る三日、内閣から提出した議案は次の通りである。

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案

一、去る四日、内閣から提出した議案は次の通りである。

公認会計士特例試験等に関する法律案

肥料価格安定等臨時措置法案

一、去る七日、議員から提出した議案は次の通りである。

工業整備特別地域整備促進法案(遠藤三郎君外十九名提出)

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村義君外八名提出)

地方財政法の一部を改正する法律案(川村義君外八名提出)

林業基本法案(稻富稜人君外一名提出)

日韓会議即時打ち切りに関する決議案(横路節雄君外五名提出)
(議案受領)
一、昨八日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

遺言の方式の準拠法に関する法律案

(議案付託)

一、去る三日、委員会に付託された議案は次の通りである。

土地収用法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

建設委員会 付託

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出第一四四号)

準備促進特別委員会 付託

一、去る四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

公認会計士特例試験等に関する法律案(内閣提出第一五五号)

大蔵委員会 付託

一、昨八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村義君外八名提出、衆法第四二号)

地方財政法の一部を改正する法律案(川村義君外八名提出、衆法第四三三号)
以上二件 地方行政委員会 付託
遺言の方式の準拠法に関する法律案(内閣提出第二二七号)(参議院送付)
法務委員会 付託
(議案送付)

一、去る三日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、近畿圏整備本部大阪事務所設置に關し承認を求めるの件

日本貿易振興会法の一部を改正する法律案

一、昨八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

地方交付税法の一部を改正する法律案(川村義君外八名提出)

地方財政法の一部を改正する法律案(川村義君外八名提出)

(回付議案受領)

一、去る三日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

国立学校特別会計法案

一、昨八日、参議院から回送された内閣提出案は次の通りである。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、去る三日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

国立学校特別会計法案
一、去る三日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

国有財産法第十三條の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(衆約通知書受領)

一、去る三日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

原子力の非軍事的利用に關する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

(議案通知書受領)

一、昨八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業近代化資金助成法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

六三三

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 朗読を省略した議長の報告

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨八日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

中小企業団体の組織に関する法律の運用に関する質問主意書(高田富之君提出)

(緊急質問提出)

一、九日、提出した緊急質問は、次の通りである。

米軍機墜落事故に関する緊急質問

(安藤寛君提出)

米軍機墜落事故に関する緊急質問

(山花秀雄君提出)

米軍機墜落事故に関する緊急質問

(本島百合子君提出)

衆議院會議録第十八号中正誤

ペシ段 行 誤

正

五八二 三 防止につき 防止につき

五〇二 三(一) 補助 補助

五三三 三 自三各行頭は一字下がるべ
至五(き)の誤り。

五三三 三 等を 等の

五七四 三 議決 議案

五七四 三 本案、 本案は、

衆議院會議録第二十号中正誤

ペシ段 行 誤

正

五二二 三 調査 調査会

衆議院會議録第二十一号中正誤

ペシ段 行 誤

正

六〇五 二 地域 地域

六〇六 二 五 評準 標準

官報

号外 昭和三十九年四月九日

○第四十六回 衆議院會議録 第二十二号(その二)

〔本号(その一)参照〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案

法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

改正する。

第七條第一項、第八條及び第九條

中「又は第十六條の差老保険」を「、

第十六條の差老保険又は第十六條の三の特別差老保険」に改める。

第十一條の見出し中「及び差老保

險」を「差老保険及び特別差老保

險」に改め、同条中「又は第十六條の

差老保険」を「第十六條の差老保険

又は第十六條の三の特別差老保険」

に改める。

第十四條中「及び家族保険」を「

家族保険及び特別差老保険」に改め

る。

第十六條中「支払をするもの」の下

に「(第十六條の三に規定するものを

除く。)」を加える。

第十六條の二の次に次の一條を加

える。

(特別差老保険)

第十六條の三 特別差老保険とは、

被保険者の生存中に保険期間が満

了し、又はその期間の満了前に被

保険者が死亡したことに因り保険

金の支払をするものであつて、保

険期間の満了前に被保険者が死亡

したことに因り支払をする場合の

保険金額を保険期間が満了したこ

とに因り支払をする場合の保険金

額の二倍の額とするものをいう。

第十七條第一項中「昭和三十七

年三月三十一日までは三十万円、同

年四月一日以後は五十万円」を「百

万円」に改め、同条第二項中「一

万円」を「五万円」に改める。

第十八條第一号中「差老保険」の下

に「及び特別差老保険」を加え、同

第三号中「家族保険にあつては、主

たる被保険者に係る保険金額」を「家

族保険にあつては主たる被保険者に

係る保険金額、特別差老保険にあつ

ては保険期間が満了したことに因り

支払をする場合の保険金額」に改め

第二十二條第二項中「又は差老保
險」を「差老保険又は特別差老保
險」に改める。

第二十五條第二項第六号中「又は

差老保険」を「差老保険又は特別

差老保険」に改め、同項第八号中「差

老保険」の下に「又は特別差老保

険」を加える。

第三十一條第一項中「これと同額

の下に(特別差老保険の保険契約に

あつては、保険期間が満了したこと

に因り支払をする場合の保険金額と

同額)」を加える。

第三十四條第一項、第三十六條第

一項、第三十七條第一項及び第二項

並びに第三十八條第一項中「又は差

老保険」を「差老保険又は特別差老

保険」に改める。

第四十五條第一項中「第十五條、

第十六條又は第十六條の二」を「第

五條から第十六條の三まで」に、「又

は家族保険」を「家族保険又は特別

差老保険」に改め、同項第一号から

第三号までを次のように改める。

一 両上肢を腕関節以上で失つた
とき又は両上肢の用を全く廃し
たとき。

二 両下肢を足関節以上で失つた
とき又は両下肢の用を全く廃し
たとき。

三 一上肢を腕関節以上で失い、
かつ、一下肢を足関節以上で失
つたとき又は一上肢及び一下肢
の用を全く廃したとき。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月
一日から施行する。

2 この法律の施行前に効力が発生
した簡易生命保険契約に係る保険
金額の最低制限額については、な
お従前の例による。

オリンピック東京大会記念のため
の千円の臨時補助貨幣の発行に關
する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十九年四月三日

内閣総理大臣 池田 勇人

昭和三十一年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二)

オリンピック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の發行に關する法律案 小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案

六三六

オリンピック東京大会記念のため
の千円の臨時補助貨幣の發行
に關する法律

1 政府は、昭和三十一年に開催さ
れるオリンピック東京大会を記念
するため、臨時通貨法(昭和十三
年法律第八十六号)第二条に規定
するもののほか、千円の臨時補助
貨幣を發行することができる。

2 前項の規定により發行する千円
の臨時補助貨幣は、二万円までを
限り、法貨として通用する。

3 第一項の規定により發行する千
円の臨時補助貨幣の素材、品位、
量目及び形式は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。

2 この法律の規定により發行する
千円の臨時補助貨幣については、
造幣局特別會計法(昭和二十五年
法律第六十三号)第九条に規定す
る補助貨幣として、同法の規定を
適用する。

理 由

オリンピック東京大会を記念する
ため、千円の臨時補助貨幣を發行す
ることができることとする必要があ
る。

る。これが、この法律案を提出する
理由である。

小型船海運業法及び小型船海運組
合法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和三十一年二月二十七日

内閣総理大臣 池田 勇人

小型船海運業法及び小型船海運
組合法の一部を改正する法律

(小型船海運業法の一部改正)

第一条 小型船海運業法(昭和二十
七年法律第五十一号)の一部を
次のように改正する。

題名を次のように改める。

内航海運業法

本則中「小型船海運業」を「内航
海運業」に、「小型船海運業者」を
「内航海運業者」に、「小型船海運航
業」を「内航海運業」に、「小型船海
運業者」を「内航海運業者」に、「小
型船運送取扱業」を「内航海運取扱
業」に、「小型船運送取扱業者」を
「内航海運取扱業者」に、「小型船
貸渡業」を「内航海運貸渡業」に改
める。

第一条中「小型船による海上運
送」を「内航海運」に改める。

第二条第一項を次のように改
める。

この法律において「内航海運」と
は、次に掲げる船舶(はしけ
を含む。以下同じ)以外の船舶
による海上における物品の運送
であつて、船舶港及び陸揚港の
いずれもが本邦内にあるものを
いう。

一 ろかいのみをもつて運搬
し、又は主としてろかいをも
つて運搬する舟

二 漁船法(昭和二十五年法律
第七十八号)第二条第一項
の漁船

三 日本国有鉄道の經營する運
送船事業の用に供する船舶

第二条第三項及び第四項中「小
型船による海上における物品の運
送」を「内航海運」に改め、同条第
五項中「小型船」を「内航海運送
の用に供される船舶」に、「供せら
れる小型船」を「供される船舶」に改
め、同条の次に次の二条を加える。
(内航海運量の策定)
第二条の二 運輸大臣は、内航海
運業の用に供する船舶につい
て、運輸省令で定めるところに

より、毎年度、海運造船合理化
審議會の意見をきいて、当該年
度以降の五年間について各年度
の適正な船腹量を運輸省令で定
める船舶ごとに定めなければなら
ない。

2 前項の船腹量は、国内におけ
る貨物輸送の需給事情その他の
経済事情を勘案して定めるもの
とする。

3 運輸大臣は、第一項の船腹量
を定めるときは、遅滞なく、こ
れを告示しなければならない。

第二条の三 運輸大臣は、内航海
運業の用に供する船舶の運輸省
令で定める船種別の船腹量が、
前条第一項の規定により当該年
度において定められた当該船種
別の船腹量に照して著しく過大
になるおそれがあると認めると
きは、海運造船合理化審議會の
意見をきいて、一年以内の期間
を定めて内航海運業の用に供す
る船舶の当該船種別の船腹量の最
高限度を設定することができる。

2 運輸大臣は、前項の船腹量の
最高限度を設定したときは、遅
滞なく、これを告示しなければ
ならない。

第三条中「小型船による」を、船
舶による」に改める。

第四条第一項第四号中「小型船」
を「船舶」に改め、同項に次の一号
を加える。

五 予定する事業の開始の日
第五条第一項中「小型船運航業
者登録簿」を「内航海運業者登録
簿」に、「小型船運送取扱業者登録
簿」を「内航海運取扱業者登録簿」
に、「小型船貸渡業者登録簿」を
「内航海運貸渡業者登録簿」に改め
る。

第六条第二項中「前項」を「前二
項」に改め、同項を同条第三項と
し、同条第一項の次に次の一項を
加える。

2 運輸大臣は、第二条の三第一
項の規定による船腹量の最高限
度の定めがある場合において、
当該申請に係る第三条第一項の
登録をすることによつて内航海
運業の用に供する船舶の運輸省
令で定める船種別の船腹量がそ
の最高限度をこえることとなる
ときは、その登録を拒否しなけ
ればならない。
第八条第三項中「小型船運航業
者登録簿」を「内航海運業者登録
簿」に、「小型船運送取扱業者登録

簿」を「内航海運取扱業者登録簿」

に、「小型船舶貸渡業者登録簿」を「内

航海船舶貸渡業者登録簿」に改める。

第十三条第一項及び第二十条中

「小型船舶による海上における物品の運送」を「内航海運」に改める。

第二十条の次に次の一条を加える。

(船舶に関する表示)

第二十条の二 第三条第一項の登

録を受けた内航海運業者又は内

航海船舶貸渡業者は、その所有す

る船舶で当該事業の用に供する

ものに、その氏名、名称又は記

号その他の運輸省令で定める事

項を見やすいように表示しなけ

ればならない。

第二十一条の見出し中「死亡」を

「事業の休止」に改め、同条第五号

中「廃止」の下に「又は事業の全

部を譲り渡し」を加え、同条を同

条第二項とし、同条に第一項とし

て次の一項を加える。

内航海運業者は、事業を休止

したときは、その日から三十日

以内に、運輸大臣にその旨を届

け出なければならぬ。

第二十二条中「当該小型航海運

め、同条第一号中「前条」を「前条

第二項」に改める。

第二十三条第一項中「当該小型

航海運業者」を「当該内航海運業

者」に改め、同条第三項及び第四項中

「当該小型航海運業者」を「当該内

航海運業者」に改め、同条第五項

中「第六条第二項」を「第六条第三

項」に改める。

第二十六条を次のように改め

る。

(報告及び検査)

第二十六条 運輸大臣は、この法

律の施行に必要な限度におい

て、内航海運業者に対してその

事業に関する報告をさせ、又はそ

の職員に内航海運業者の営業所

若しくはその事業の用に供する

船舶に立ち入り、帳簿書類その

他の物件を検査させることができ

る。

2 前項の規定により立入検査を

する職員は、その身分を示す証

明書を携帯し、関係人にこれを

提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査

の権限は、犯罪捜査のために認

められたものと解してはならぬ

第二十八条中「海上運送法」の下

に「第十九条の五、」を加える。

第二十九条を削り、第二十八条

の二を第二十九条とする。

第三十一条に次の一号を加え

る。

四 第二十六条第一項(第二十

七条において準用する場合を

含む。以下同じ。)の規定によ

る報告を求められて、報告を

せず、若しくは虚偽の報告を

し、又は同項の規定による検

査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した者

第三十三条第二号を次のように

改める。

二 第二十条の二(第二十七条

において準用する場合を含む。

む。)の規定による表示をせ

ず、又は虚偽の表示をした者

(小型航海運組合法の一部改正)

第二条 小型航海運組合法(昭和三

十二年法律第六十二号)の一部

を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内航海運組合法

目次中「小型航海運組合」を「内

航海運組合」に、「小型航海運組合

連合会」を「内航海運組合連合会」

に改める。

本則中「小型航海運業者」を「内航

海運業者」に改める。

第一条中「小型航海運組合」を

「内航海運組合」に改める。

第二条第一項各号列記以外の部

分を次のように改める。

この法律において「内航海運」

とは、次に掲げる船舶(はしけ

を含む。以下同じ。)以外の船舶

による貨物の運送であつて、船

積港及び陸揚港のいずれもが本

邦内にあるものをいう。

第二条第一項中第一号を削り、

第二号を第一号とし、第三号から

第六号までを一号ずつ繰り上げ、

同項に次の一号を加える。

六 日本国有鉄道に経営する連

絡船事業の用に供する船舶

第二条第二項各号中「小型航海

運業者」を「内航海運業者」に改

め、同項第一号中「小型航海運業

者」を「内航海運業者」に改め、同項第二

号中「小型航海運取扱業者」を「内航

海運取扱業者」に改め、同項第三号

中「小型船舶貸渡業者」を「内航海

運業者」に改める。

「第二章 小型航海運組合」を

「第二章 内航海運組合」に改め

る。

第三条中「小型航海運組合」を

「内航海運組合」に改める。

第八条第一項に次のただし書を

加える。

ただし、第一号から第六号ま

でに掲げる事業にあつては、そ

の海運組合の組合員たる資格を

有する内航海運業者を営む者の競

争が正常の程度をこえて行なわ

れているため、その内航海運業

者を営む者の事業活動に関する取

引の円滑な運行が阻害され、そ

の相当部分の経営が著しく不安

定となつている場合に限る。

第八条第一項第一号中「小型船

による貨物の運送」を「内航海運

送」に、「小型船舶の貸渡」を「内航海

運の用に供される船舶の貸渡し」に

改め、同項第三号中「組合員が小

型船舶により運送する」を「組合員が

する内航海運に係る」に改め、同

項第四号から第六号までの規定中

「小型船舶」を「内航海運の用に供さ

れる船舶」に改める。

第十二条第二項第一号中「小型

航海運業者の安定を図る」を「第八

第一項ただし書に規定する事態を克服する」に改める。

第三十条、第四十一条、第五十条及び第五十五条中「小型船舶海運組合法」を「内航海運組合法」に改める。

「第三章 小型船舶海運組合連合会」を「第三章 内航海運組合連合会」に改める。

第五十六条(見出しを含む。)及び第五十七条中「小型船舶海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

第五十九条第二項中「小型船」を「内航海運の用に供される船舶」に改める。

第六十条中「小型船舶海運業の安定」を「第八條第一項ただし書に規定する事態の克服」に改める。

第六十五条第三項中「に至つた」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(小型船舶海運業法の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に改正前の小型船舶海運業法(以下「旧法」という。)第三條第一項の規定による登録を受けて改正後の内航海運業法(以下「新法」という。)

第三條第一項に規定する内航海運業に相当する事業を営んでいる者は、当該事業について同項の登録を受けた者とみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者であつて、この法律の施行の際現に総トン数五百トン以上の鋼製の船舶を使用して新法第三條第一項に規定する内航海運業又は内航船舶貸渡業に相当する事業を営んでいるもの(この法律の施行の際現に、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九條の五第一項又は第二十條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限り、)は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした

場合において、新法第八條第二項において準用する新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

第三条 次の各号の一に該当する者であつて、この法律の施行の際現に新法第三條第一項に規定する内航海運業に相当する事業を営んでいるもの(前条の規定の適用を受ける者を除く。))は、この法律の施行の日から六月間は、当該事業について同項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一 この法律の施行の際現に本船運送法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百二十一号)附則第三條の規定により旧法第三條第一項の登録を受けたもの(以下「旧登録」という。)は、この法律の施行の日から六月間は、当該事業について同項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

二 この法律の施行の際現に、海上運送法第十九條の五第一項又は第二十條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限り、)は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした

場合において、新法第八條第二項において準用する新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一 この法律の施行の際現に本船運送法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百二十一号)附則第三條の規定により旧法第三條第一項の登録を受けたもの(以下「旧登録」という。)は、この法律の施行の日から六月間は、当該事業について同項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

二 この法律の施行の際現に、海上運送法第十九條の五第一項又は第二十條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限り、)は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした

場合において、新法第八條第二項において準用する新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

一 この法律の施行の際現に本船運送法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百二十一号)附則第三條の規定により旧法第三條第一項の登録を受けたもの(以下「旧登録」という。)は、この法律の施行の日から六月間は、当該事業について同項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。

含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業、海上運送取扱業若しくは海運仲立業を営んでいる者

第四条 前条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により新法第三條第一項の登録を受けたものとみなされる間は、新法第八條第一項及び第三項の規定を適用しない。

2 前条の規定の適用を受ける者であつて次の各号に掲げるものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。

一 前条第一号に該当する者 新法第四條第一項第四号に掲げる事項

二 前条第二号に該当する者 新法第四條第一項第三号及び第四号に掲げる事項

三 前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により新法第三條第一項の登録を受けたものとみなされる間において、新法第四條第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内

に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 前二項の規定に違反した者は、新法第二十三條の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

5 第二項又は第三項(これらの規定を附則第八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第五条 附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第一号に該当する者に限り、)が、この法律の施行の際現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、新法第九條第一項の規定により供託したものとみなす。

2 附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第二号に該当する者に限り、)は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第九條第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところによ

に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 前二項の規定に違反した者は、新法第二十三條の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

5 第二項又は第三項(これらの規定を附則第八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第五条 附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第一号に該当する者に限り、)が、この法律の施行の際現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、新法第九條第一項の規定により供託したものとみなす。

2 附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第二号に該当する者に限り、)は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第九條第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところによ

に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

4 前二項の規定に違反した者は、新法第二十三條の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

第一項ただし書に規定する事態を克服する」に改める。	第二条 この法律の施行の際現に改正前の小型船舶海運業法(以下「旧法」という。)第三條第一項の規定による登録を受けて改正後の内航海運業法(以下「新法」という。)	場合において、新法第八條第二項において準用する新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。	含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業、海上運送取扱業若しくは海運仲立業を営んでいる者	に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
第三十条、第四十一条、第五十条及び第五十五条中「小型船舶海運組合法」を「内航海運組合法」に改める。	第三条 次の各号の一に該当する者であつて、この法律の施行の際現に新法第三條第一項に規定する内航海運業に相当する事業を営んでいるものは、当該事業について同項の登録を受けた者とみなす。	一 この法律の施行の際現に本船運送法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第百二十一号)附則第三條の規定により旧法第三條第一項の登録を受けたもの(以下「旧登録」という。))は、この法律の施行の日から六月間は、当該事業について同項の登録を受けたものとみなす。その者がその期間内に同項の登録の申請をした場合において、新法第五條第二項又は第六條第三項の規定による通知を受けるまでの期間についても、同様とする。	二 前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により新法第三條第一項の登録を受けたものとみなされる間において、新法第四條第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内	4 前二項の規定に違反した者は、新法第二十三條の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。
「第三章 小型船舶海運組合連合会」を「第三章 内航海運組合連合会」に改める。	2 前項の規定の適用を受ける者であつて、この法律の施行の際現に総トン数五百トン以上の鋼製の船舶を使用して新法第三條第一項に規定する内航海運業又は内航船舶貸渡業に相当する事業を営んでいるもの(この法律の施行の際現に、海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第十九條の五第一項又は第二十條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限り、)は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした	二 この法律の施行の際現に、海上運送法第十九條の五第一項又は第二十條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限り、)は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした	三 前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により新法第三條第一項の登録を受けたものとみなされる間において、新法第四條第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内	5 第二項又は第三項(これらの規定を附則第八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。
第五十六条(見出しを含む。)及び第五十七条中「小型船舶海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。	第五十九条第二項中「小型船」を「内航海運の用に供される船舶」に改める。	一 前条第一号に該当する者 新法第四條第一項第四号に掲げる事項	二 前条第二号に該当する者 新法第四條第一項第三号及び第四号に掲げる事項	第五条 附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第一号に該当する者に限り、)が、この法律の施行の際現に供託している営業保証金は、その登録を受けたものとみなされる事業について、新法第九條第一項の規定により供託したものとみなす。
第六十条中「小型船舶海運業の安定」を「第八條第一項ただし書に規定する事態の克服」に改める。	第六十五条第三項中「に至つた」を削る。	二 この法律の施行の際現に、海上運送法第十九條の五第一項又は第二十條第一項(同法第三十三條において準用する場合を含む。))の規定による届出をして、貨物定期航路事業、不定期航路事業又は船舶貸渡業を営んでいるものに限り、)は、新法第八條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から二月間は、当該船舶を使用して当該事業を引き続き営むことができる。その者がその期間内に同項の変更登録の申請をした	三 前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により新法第三條第一項の登録を受けたものとみなされる間において、新法第四條第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内	2 附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第二号に該当する者に限り、)は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第九條第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところによ
第六十五条第三項中「に至つた」を削る。	附 則	附則第三條の規定により内航海運取扱業の登録を受けたものとみなされる者(同条第二号に該当する者に限り、)は、この法律の施行の日から三十日以内に、新法第九條第二項から第四項までの規定の例により、営業保証金を供託し、かつ、運輸省令で定めるところによ	に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。	4 前二項の規定に違反した者は、新法第二十三條の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。	(小型船舶海運業法の改正に伴う経過措置)		

り、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

3 前二項に規定する者が、この法律の施行の日から六月以内に当該事業について新法第三條第一項の登録の申請をした場合において、その登録を受けたときは、その際に供託している営業保証金は、その登録を受けた事業について、新法第九條第一項の規定により供託したものとなす。

4 第一項又は第二項に規定する者について、附則第三條の規定により登録を受けたものとみなされる間において、新法第二十二條各号に規定する事由が生じたときは、その者又はその承継人は、新法第二十四條の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。第一項又は第二項に規定する者が、この法律の施行の日から六月以内に当該事業について新法第三條第一項の登録の申請をした場合において、新法第六條第三項の規定による通知を受けたときも、同様とする。

5 この法律の施行の際現に旧法第三條第一項の規定による小型船運送取扱業の登録を受けている者又

は附則第三條第一号に該当する者であつて、この法律の施行の際現に新法第三條第一項に規定する内航運送取扱業に相当する事業を営んでいないものは、新法第二十四條の規定の例により、営業保証金を取りもどすことができる。

6 前條第四項の規定は、第二項の規定に違反した者について準用する。

第六條 この法律の施行の際現に、旧法第三條第二項の規定による届出をして、新法第三條第二項に規定する内航海運業に相当する事業を営んでいる者は、この法律の施行の日において同項の規定による届出をした者となす。

第七條 附則第二條第一項又は第三條の規定の適用を受ける者であつて、この法律の施行の際現にその事業を休止しているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 前項（次條第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第八條 附則第二條、第三條、第四條第一項から第四項まで、第五條、第六條及び前條第一項の規定は、新法第二十七條に規定する内航海運業に相当する事業について準用する。

2 新法第二十九條の規定は、この附則の規定により運輸大臣の職権に属する事項について準用する。

第九條 この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（小型船海運組合法の改正に伴う経過措置）

第十條 改正前の小型船海運組合法による小型船海運組合又は小型船海運組合連合会であつて、この法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日においてそれぞれ改正後の内航海運組合法による内航海運組合又は内航海運組合連合会となるものとする。

第十一條 この法律の施行前にした改正前の小型船海運組合法第十條第一項又は第十二條第一項（これらの規定を改正前の同法第五十八條において準用する場合を含む。）の規定による団体協約又は調整規

程の認可は、改正後の内航海運組合法の規定に基づいてしたものとみなす。

（港灣運送事業法の一部改正）
第十二條 港灣運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十三條の二の見出し中「小型船による運送」を「内航運送」に改め、同條第一項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に改める。

第三十三條の三（見出しを含む。）中「小型船海運業者」を「内航海運業者」に改め、同條第一項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に改め、同條第一項中「小型船運送取扱業者」を「内航運送取扱業者」に改める。

（特定船舶整備公団法の一部改正）
第十三條 特定船舶整備公団法（昭和三十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船運航業」を「内航運航業」に改め、同條第五項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船貸渡

業」を「内航船舶貸渡業」に改める。

業」を「内航船舶貸渡業」に改める。

（商工組合中央金庫法の一部改正）
第十四條 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三條第三項及び第四項、第七條第一項第六号、第二十七條第一項、第二十八條第一項第六号並びに第二十九條第一項第三号及び第四号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

（中小企業信用保険法の一部改正）
第十五條 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第七号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

（中小企業金融公庫法の一部改正）
第十六條 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六條 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第六條 中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 自治省設置法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案

六四〇

第二条第六号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

(登録税法の一部改正)

第十七条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第十九条第七号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第十九条第七号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

(地方税法の一部改正)

第七十二条の二十二第四項第五号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

内航海運組合連合会」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第六号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十一条 運輸省設置法(昭和十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の六中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改め、同項第十五号の七中「小型船海運業」を「内航海運業」に、「小型船」を「内航海運」の用に供される船舶に改め、同項第四十三号の二中「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第六条第一項第四号中「小型船海運業」を「内航海運業」に改め、同項第四号の二中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に改める。

理由

内航海運の現状にかんがみ、内航海運業の健全な発達を図るため、総トン数五百トン以上の鋼船による内航海運業について小型船によるものと同様の規制を行なうこととし、及びその事業を営む者について小型船によるものと同様に内航海運組合を結成することができるようにするとともに、内航海運業の用に供する船舶について適正な船腹量の策定及び船腹量の最高限度の設定に関する制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自治省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

自治省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の数員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二十三条第一項第四号及び第四号の二中「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第四十条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 内航海運業並びに内航海運組合及び内航海運組合連合会に關すること。

理由

内航海運の現状にかんがみ、内航海運業の健全な発達を図るため、総トン数五百トン以上の鋼船による内航海運業について小型船によるものと同様の規制を行なうこととし、及びその事業を営む者について小型船によるものと同様に内航海運組合を結成することができるようにするとともに、内航海運業の用に供する船舶について適正な船腹量の策定及び船腹量の最高限度の設定に関する制度を新設する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自治省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

自治省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の数員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

運輸省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

自治省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の数員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

運輸省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の数員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

運輸省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

6 第二十三条の六に規定する地方公営企業制度調査会は、昭和四十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の数員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

運輸省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由

自治省に地方公営企業制度調査会を設置するとともに、自治省の職員の数員を増加する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

昭和三十九年一月二十九日 内閣総理大臣 池田 勇人

運輸省設置法の一部を改正する法律

この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、同年七月一日から施行する。

六四一

構造調査に要する費用の一部を負担金として事業団に支払うものとする。

(鉱業権者の負担金)

第二十条の八 事業団は、政令で定めるところにより、地質構造調査を行なう地域内に存する鉱業権であつて第十八条第二項に規定する金属鉱物を目的とするものに係る鉱業権者に、当該地質構造調査に要する費用の一部を負担させるものとする。

(強制徴収)

第二十条の九 事業団は、前条の規定による負担金の納付義務者がその納期限までにその負担金を納付しないときは、期限を指定して、これを督促しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその負担金及び第五項の規定による延滞金を納付し

ないときは、国税の滞納処分例により、通商産業大臣の認可を受けて、滞納処分をすることができ

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

5 事業団は、第一項の規定により督促をしたときは、同項の負担金の額百円につき一日四銭の割合で、納期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。ただし、通商産業省令で定める場合は、この限りでない。

(納付金)

第二十条の十 事業団は、地質構造調査のため行なつたボーリングにより金属鉱物の鉱床が発見された場合において、当該金属鉱物の鉱床が発見されたことにより利益を受ける者があるときは、政令で定めるところにより、その利益を受ける限度において、該当ボーリングに要した費用に相当する金額の全部又は一部を納付させるものとする。

2 事業団は、前項の規定による納付金を徴収したときは、政令で定めるところにより、同項の規定による納付金に相当する金額を国庫、第二十条の七の負担金を支払つた都道府県及び第二十条の八の規定による負担金を納付した鉱業権者に支払わなければならない。

3 前条の規定は、第一項の規定による納付金に準用する。

(土地等の立入り)

第二十条の十一 事業団は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、その職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の捨場その他これらに類する施設(以下「事業場」という。)に立ち入ることができる。

2 事業団は、前項の規定によりその職員に他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入らせようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、あらか

じめ土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知しなければならない。ただし、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る場合を除き、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者の承諾があつた場合を除き、宅地若しくはかき、さく等で囲まれた土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

6 事業団は、第一項の規定による立入りによつて損失を生じたときは、損失を受けた者に対し、これを補償しなければならない。

第二十条の十二 土地の占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第二十条の十三 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第二十条の十一第六項の規定は、前項の場合に準用する。

(鉱物等の採取)

第二十条の十四 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地又は鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

六四四

理由

金属鉱物の探鉱を急速に促進してその優良資源の確保を図り、もつて金属鉱業の国際競争力の強化に資するため、金属鉱物探鉱融資事業団の業務に地質構造調査を加え、費用の負担、土地の立入りその他の地質構造調査の実施に必要な事項に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十三日

衆議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「千トン以下」を「千トン(水産業協同組合法(昭

和二十三年法律第二百四十二号)第

十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン以下」と認め、同条第二項中「水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行つて漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合法第十一項第一号及び第二号の事業を行つて漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行つて漁業協同組合連合会」に、「及び資金の融通」を「並びに資金の融通」に改める。

第四条第一号中「組合員の債務」を「組合員(ロに掲げる資金については、組合員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む)の債務」に改め、同号ロ中「組合員」の下に「(組合員が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む)」を加え、同号ハ中「水産業協同組合」の下に「(水産加工工業協同組合及び水産加工工業協同組合連合会を除く)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 協会は、前項に掲げる業務の外、左に掲げる業務を行ふこと

ができる。

一 左に掲げる資金の借入れによる金融機関に対する組合員(ロに掲げる資金については、組合員が、水産加工工業協同組合である場合にはその組合員を含む、漁業協同組合とする)の債務の保証

イ 組合員たる水産加工工業協同組合がその組合員に対しその水産加工工業の経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

ロ 組合員(組合員が、水産加工工業協同組合である場合にはその組合員を含む、漁業協同組合である場合にはその組合員とする)たる水産加工工業を営む者がその水産加工工業を営むるために必要な資金

ハ イ及びロに掲げるものを除く外、組合員たる水産加工工業協同組合又は水産加工工業協同組合連合会がその事業を行ふために必要な資金

二 前号の業務に附帯する業務

第十條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 協会は、第四条第二項に掲げる業務を行ふ場合には、前二項に規定する者の外、その業務に必要な範囲内において、協会の区域内に住所又は事業場を有する左に掲げる者であつて定款で定めるものを組合員たる資格を有する者とすることができる。

一 水産加工工業協同組合

二 水産加工工業協同組合連合会(水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行ふものを除く。)

三 水産加工工業を営む個人

四 水産加工工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつてその常時使用する従業者の数が四十人以下であるもの

第十七條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 協회가、当該組合員の債務を保証していること又は当該組合員に代わつて債務を弁済したことにより取得した求償権を有すること。

二 当該組合員が漁業協同組合又は水産加工工業協同組合である場合において、協회가、当該組合の組合員の借り入れた第四条第一

項第一号ロ若しくは第二項第一号ロに掲げる資金に係る債務を当該組合の組合員として保証していること又はその組合員としてした保証に係る債務を当該組合員に代わつて弁済したことにより取得した求償権を有すること。

第十八條第二項中「組合員が脱退した時に協회가その債務を保証しているとき、又は当該組合員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有しているとき」を「組合員の脱退の際当該組合員につき前条第一項第一号又は第二号に掲げる事由の存するときに」、「その債務につきその者を」を「当該各号の保証をしている債務につきその債務者」に、「当該求償権」を「当該各号の求償権」に、「その者に対し」を「その脱退した者に対し」に改める。

第二十四條第一項第一号中「若しくは漁業生産組合」を「漁業生産組合若しくは水産加工工業協同組合」に、「准組合員を除く」を「准組合員を除き、法人にあつてはその代表者とする」に改め、「漁業協同組合連合会」の下に「若しくは水産加工工業協同組合連合会」を加え、同項第二号中

「漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）を、法人（水産業協同組合及び地方公共団体を除く。）に改める。
第三十一条第三項中「十日前」を「一週間前」に改める。
第三十三条の次に次の一条を加える。

（役員、の協会及び第三者に対する責任）

第三十三条の二 役員がその任務を怠つたときは、その役員は、協会に對して連帶して損害賠償の責めに任じなければならない。

2 役員がその職務を行なうに当たつて悪意又は重大な過失があつたときは、その役員は、第三者に對して連帶して損害賠償の責めに任じなければならない。

第三十八条第一項第六号を削る。

第四十二条第一号中「預金」の下に

「又は金銭信託」を加え、同条第二号中「又は定款で定める金融機関の発行する債券」を、その他主務大臣の定める有価証券」に改める。

第四十三条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 漁業協同組合及び水産加工業協同組合（金融機関に該当するものを除く。）

二 漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会

第四十三条第二項中「漁業協同組合及び漁業協同組合連合会」を「水産業協同組合（漁業生産組合を除く。）に、及び第八十七条を、第八十七条、第九十三条及び第九十七条に改め、同条に次の一項を加える。

3 農林中央金庫は、農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）第十六条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行なうことができる。

第五十条第三号中「会員資格」を「第十條第一項又は第二項に規定する者に係る会員資格」に改める。

第六十二条第三項に次のただし書を加える。

ただし、政令で別段の定めをしたときは、その定めるところによる。

第七十条第一項中「第四條第一号」を「第四條第一項第一号又は第二項第一号」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

右 国会に提出する。

昭和三十一年十二月二十日

内閣総理大臣 池田 勇人

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

経済協力開発機構条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理 由

この条約は、加盟国における高度の経済成長、後進国に対する援助及び世界貿易の拡大を目的とする経済協力開発機構を設立するためのものであり、加盟国は、同機構の活動を通じて、相互の間において協力関係を緊密にし、その経済政策を調整する等の利益を得ることができるのであつて、わが国がこの条約を締結することは、経済上の諸施策を推進するためにも、また、国際的な発言力を増大する上にも、きわめて望ましいことであると考へられる。よつて、この条約を締結することとした

したい。これが、この案件を提出する理由である。

経済協力開発機構条約

オーストリア共和国、ベルギー王

国、カナダ、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、ギリシャ王国、アイスランド共和国、アイルランド、イタリア共和国、ルクセンブルグ大公国、オランダ王国、ノルウェー王国、ポルトガル共和国、スペイン、スウェーデン王国、スイス連邦、トルコ共和国、グレート・ブリテン及び北アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の政府は、

経済的な力及び繁栄が国際連合の目的の達成、個人の自由の擁護及び一般の福祉の増進のため不可欠なものであることを考慮し、

これらの国が、相互の間で発展した協力関係の伝統を強化することにより、最も効果的に前記の目標に向かつて前進することができるとを信じ、

欧州経済協力機構へのこれらの国の参加が大きく貢献した欧州の経済的な復興及び進歩により、前記の伝統の強化並びに新たな任務及び一層広い目的のための前記の伝統の活用

が可能であるという新たな見とおしが開かれたことを認め、

一層広い協力が世界の諸国民の間の平和的かつ協調的な関係に重要な貢献をすることを確信し、

これらの国の経済の相互依存関係が増大していることを認め、

これらの国の経済のできる限り高度の成長を促進するため、並びにその国民の経済的及び社会的な福祉を向上するためにこれらの国の能力及び潜在力を一層効果的に利用することを協議及び協力を通じて決意し、

経済的先進国が経済的發展の途上にある国を全力を尽して援助するために協力しなければならないことを信じ、

世界の貿易の今後の拡大が諸国の経済的發展及び国際的経済関係の改善を助ける最も重要な要素の一つであることを認め、

これらの国が参加している他の国際的な機関若しくは制度におけるこれらの国の義務又はこれらの国が当事国になつてゐる協定に基づくこれらの国の義務に適合する方法によつて前記の目的を達成することを決意して、

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

六四六

欧州経済協力機構を経済協力開発機構に改組するため、次のとおり協定した。

第一条

経済協力開発機構(以下「機構」という。)の目的は、次のことを意図した政策を推進することにある。

- (a) 加盟国において、財政金融上の安定を維持しつつ、できる限り高度の経済成長及び雇用並びに生活水準の向上を達成し、もつて世界の経済の発展に貢献すること。
- (b) 経済的発展の途上にある加盟国及び非加盟国の経済の健全な拡大に貢献すること。
- (c) 国際的義務に従つて、世界の貿易の多角的かつ無差別的な拡大に貢献すること。

第二条

加盟国は、第一条の諸目的を達成するため、次のことに同意する。

- (a) 個個に、及び共同して、自国の経済的資源の効果的利用を促進すること。
- (b) 科学及び技術の分野において、個個に、及び共同して、自国の資源の開発を促進し、研究を奨励し、かつ、職業訓練を促進すること。

- (c) 経済の成長並びに国内的及び対外的な財政金融上の安定を達成し、かつ、自国又は他国の経済を危うくするおそれがある事態を回避することを意図した政策を、個個に、及び共同して実施すること。
- (d) 貨物及び役務の交換並びに經常的支払に対する障害を軽減し又は除去し、かつ、資本移動の自由化を維持拡大するための努力を、個個に、及び共同して続けること。
- (e) 技術援助の受入れ及び輸出市場の拡大が経済的発展の途上にある加盟国及び非加盟国の経済にとつて重要であることを考慮して、適当な方法により、特に、これらの国への資本の導入により、個個に、及び共同して、これらの国の経済的発展に貢献すること。

第三条

加盟国は、第一条の諸目的を達成し、かつ、第二条の約束を履行するため、次のことに同意する。

- (a) 相互の間で常に情報を交換し、また、機構に対し、その任務の遂行に必要な情報を提供すること。
- (b) 継続的に協議を行ない、研究を行ない、また、合意された計画に参加すること。

- (c) 緊密に協力し、適当な場合には協調した行動をとること。

第四条

この条約の締約国をもつて機構の加盟国とする。

第五条

機構は、その目的を達成するため、次のことを行なうことができる。

- (a) 別段の規定がある場合を除きすべての加盟国を拘束する決定
- (b) 加盟国に対する勧告
- (c) 加盟国、非加盟国又は国際機関との協定の締結

第六条

- 1 決定及び勧告は、機構が特別の場合につき全会一致で別段の定めをしない限り、すべての加盟国の間の合意によつて行なわれる。
- 2 各加盟国は、一個の投票権を有する。いずれかの加盟国が決定又は勧告について棄権した場合に

は、その棄権は、当該決定又は勧告の成立を妨げるものではなく、当該決定又は勧告は、棄権した加盟国以外の加盟国に適用される。

- 3 いかなる決定も、いずれかの加盟国がその憲法上の手続の要件を満たすまでは、当該加盟国を拘束しない。その他の加盟国は、当該決定が相互の間で暫定的に適用されることを合意することができる。

第七条

すべての加盟国で構成する理事会をもつてすべての機構の文書の源である機関とする。理事会の会議は、大臣の会議又は常駐代表の会議とする。

第八条

理事会は、毎年、大臣会議を主宰する議長一人及び副議長二人を指名する。議長は、最初の任期に続く一年について重ねて指名されることができる。

第九条

理事会は、執行委員会及び機構の目的を達成するため必要な補助機関を設置することができる。

第十条

- 1 理事会は、理事会に対して責任を有する事務総長一人を五年の任期で任命する。事務総長は、その勧告に従つて理事会が任命する一人又は二人以上の事務次長又は事務総長補佐によつて補佐される。

- 2 事務総長は、常駐代表会議である場合の理事会の会議を主宰する。事務総長は、すべての適当な方法で理事会を補佐するものとし、また、理事会その他の機構の機関に対して提案を行なうことができる。

第十一条

- 1 事務総長は、理事会が承認した組織計画に従つて、機構の運営に必要な職員を任命する。職員規則は、理事会の承認を受けるものとする。
- 2 機構の国際的性格に照らし、事務総長、事務次長、事務総長補佐及び職員は、いずれの加盟国又は機構外のいかなる政府若しくは当局からの指示をも求め、又は受けはならない。

第十二条

- 機構は、理事会が定める条件に従い、次のことをすることができる。
- (a) 非加盟国又は諸機関に対する意思の表明
 - (b) 非加盟国又は諸機関との関係の設定及び維持
 - (c) 非加盟国政府又は諸機関に対する機構の活動への参加の招請

第十三条

千九百五十一年四月十八日のパリ条約及び千九百五十七年三月二十五日のローマ条約によつてそれぞれ設立された欧州共同体が機構において有する代表権は、この条約に附属する第一補足議定書に定めるところとする。

第十四条

1 この条約は、署名国により、それぞれの憲法上の要件に従つて批准され又は受諾されるものとす。

2 批准書又は受諾書は、寄託国政府に指定されたフランス共和国政府に寄託されるものとする。

3 この条約は、次のいずれかの時に効力を生ずる。

(a) 千九百六十年九月三十日前にすべての署名国が批准書又は受諾書を寄託した場合に、その寄託の時

(b) 千九百六十年九月三十日までに十五以上の署名国が批准書又は受諾書を寄託した場合に、これらの署名国については同日、その他の署名国についてはその後批准書又は受諾書を寄託した時

(c) 千九百六十年九月三十日後

この条約の署名の時から二年以内に十五以上の署名国が批准書又は受諾書を寄託した場合に、これらの署名国についてはその寄託の時、その他の署名国についてはその後批准書又は受諾書を寄託した時

4 この条約が効力を生じた時に批准書又は受諾書を寄託していない署名国は、機構とその署名国との間の合意によつて定められる条件に従つて機構の活動に参加することができ。

第十五条

欧州経済協力機構の改組は、この条約が効力を生じた時に効力を生じ、欧州経済協力機構の目的、機関、権能及び名称は、その時からこの条約に定めるところのものとなる。ただし、欧州経済協力機構が有する法人格は、機構に引き継がれる。ただし、欧州経済協力機構の決定、勧告及び決議は、この条約が効力を生じた後も有効であるためには、理事会の承認を受けるものとする。

第十六条

理事会は、加盟国の義務を受諾する用意があるいかなる政府に対して

もこの条約に加入するよう招請することを決定することができる。その決定は、全会一致で行なうものとする。ただし、理事会は、特定の場面に、全会一致で、棄権を認めることを決定することができる。その場合には、その決定は、第六条の規定にかかわらず、すべての加盟国に適用される。加入は、寄託国政府への加入書の寄託の時に効力を生ずる。

第十七条

いずれの締約国も、寄託国政府に対して十二箇月前の通知を行なうことにより、自国に対するこの条約の適用を終止させることができる。

第十八条

機構の本部は、理事会が別段の定めをしない限り、パリに置く。

第十九条

機構の法律上の能力並びに機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者の特権及び免除は、この条約に附属する第二補足議定書に定めるところとする。

第二十条

1 事務総長は、理事会が採択した財政規則に従つて、毎年、理事会に対し、その承認を求めるため、

年度予算、収支計算書及び理事会が要求する追加予算を提出する。

2 理事会が承認した機構の一般経費は、理事会が決定する基準に従つて分担される。その他の経費は、理事会が決定するところに従つてまかなわれる。

第二十一条

寄託国政府は、批准書、受諾書若しくは加入書を受領し、又は終止の通知を受けたときは、すべての加盟国及び事務総長に対してその旨を通知するものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受け、この条約に署名した。

千九百六十年十二月十四日にパリ

で、ひとしく正文である英語及びフ

ランス語によつて、本書一通を作成

した。本書は、寄託国政府に寄託さ

れるものとし、寄託国政府は、すべ

ての署名国に対して認証原本を送付

するものとする。

ドイツ連邦共和国のために

ルートヴィッヒ・エルハ

ルト

アルベルト・ヒルガー・ファ

ン・シエルペンベルヒ

オーストリア共和国のために

ブルーノ・クライスキ

ドクター フリッツ・ボック

ベルギー王国のために

P・ウイニイ

R・オクレント

カナダのために

ドナルド・M・フレミング

ジョージ・H・ヒース

デンマーク王国のために

イエンス・オットー・クラウ

スペインのために

フェルナンド・M・カステイ

エリャ

A・ウリヤストレス

アメリカ合衆国のために

ダグラス・デイロン

W・ランドルフ・パージュス

フランス共和国のために

M・クワ・ド・ミユルヴィ

ル

ポームガルトネル

ギリシャ王国のために

A・プロトババダキス

アイルランドのために

シアン・O・ロインサイ

昭和三十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件

六四八

アイスランドのために

ジルフィ・Th・ジスラソン

イタリア共和国のために

ジュゼッペ・ベッラ

カルロ・ルツソ

ルクセンブルグ大公国のために

E・シャオス

ノールウェー王国のために

ハルヴァール・ランゲ

オランダ王国のために

J・ルンス

ステイックカー

ポルトガル共和国のために

J・G・コレイア・デ・オリ

ヴェイラ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

セルウィン・ロイド

スウェーデン王国のために

グンナル・ランゲ

スイス連邦のために

マックス・プティビエール

トルコ共和国のために

アリカーン

経済協力開発機構条約に附属する第一補足議定書

経済協力開発機構条約の署名国は、

次のとおり協定した

1 千九百五十一年四月十八日のパリ条約及び千九百五十七年三月二十五日のローマ条約によつてそれぞれ設立された欧州共同体が経済協力開発機構において有する代表権は、これらの条約の組織規定に従つて決定される。

2 欧州経済共同体及び欧州原子力共同体の委員会並びに欧州石炭鉄鋼共同体の最高機関は、この機構の活動に参加する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十年十二月十四日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて、本書一通を作成した。本書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名国に対して認証謄本を送付するものとする。

ドイツ連邦共和国のために

ルートヴィヒ・エルハルト

アルベルト・ヒルガー・ファン・シユルペンベルヒ

オーストリア共和国のために

ブルーノ・クライスキー

ドクター・フリッツ・ボック

ベルギー王国のために

P・ウイニイ

R・オクレント

カナダのために

ドナルド・M・フレミング

ジョージ・H・ヒース

デンマーク王国のために

イェンス・オットー・クラウス

スペインのために

フェルナンド・M・カステイ

エリフ

A・ウリヤストレス

アメリカ合衆国のために

ダグラス・デイロン

W・ランドルフ・パーゼス

フランス共和国のために

M・クレーヴ・ド・ミユルヴィ

ル

ボームガルトネル

ギリシャ王国のために

A・プロトババダキス

アイルランドのために

シアン・O・ロインサイ

アイスランドのために

ブルフィ・Th・ジスラソン

イタリア共和国のために

ジュゼッペ・ベッラ

カルロ・ルツソ

ルクセンブルグ大公国のために

E・シャオス

ノールウェー王国のために

ハルヴァール・ランゲ

オランダ王国のために

J・ルンス

ステイックカー

ポルトガル共和国のために

J・G・コレイア・デ・オリ

ヴェイラ

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国のために

セルウィン・ロイド

スウェーデン王国のために

グンナル・ランゲ

スイス連邦のために

マックス・プティビエール

トルコ共和国のために

アリカーン

経済協力開発機構条約に附属する第二補足議定書

経済協力開発機構条約(経済協力開発機構は、以下「機構」という。)の署名国は、次のとおり協定した。機構は、次の法律上の能力を有し、また、機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者は、次の特権及び免除を享有する。

(a) 千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約の締結国の領域においては、同条約に附属する第一補足議定書において規定する法律上の能力、特権及び免除

(b) カナダにおいては、カナダ政府と機構との間で締結される法律上の能力、特権及び免除に関するすべての協定又は取極において規定する法律上の能力、特権及び免除

(c) 合衆国においては、国際機関免除法に基づき、千九百五十年六月二十七日の大統領令第一万百三十三号によつて与えられる法律上の能力、特権及び免除

(d) その他の国においては、關係政府と機構との間で締結される法律上の能力、特権及び免除に関するすべての協定又は取極において規定する法律上の能力、特権及び免除

以上の証憑として、下名の全權委員は、正當に委任を受け、この議定書に署名した。

千九百六十年十二月十四日にパリで、ひとしく正文である英語及びフランス語によつて、本書一通を作成した。本書は、フランス共和国政府に寄託されるものとし、同政府は、すべての署名國に対して認証謄本を送付するものとする。

ドイツ連邦共和国のために

ルットヴィッヒ・エルハルト

アルベルト・ヒルガー・ファ

ン・シエルペンベルヒ

オーストリア共和国のために

ブルーノ・クライスキー

ドクター フリッツ・ボツ

ク

ベルギー王國のために

P・ウイニイ

R・オクレント

カナダのために

ドナルド・M・フレミング

ジョージ・H・ヒース

デンマーク王國のために

J・O・クラウ

スペインのために

フェルナンド・M・カステイ

エリア

A・ウリヤストレス

アメリカ合衆國のために

ダグラス・デイロン

W・ランドルフ・バーヂェス

フランス共和国のために

M・クーヴ・ド・ミュルヴィ

ル

ボームガルトネル

ギリシャ王國のために

A・プロトバダキス

アイスランドのために

シアン・O・ロインサイ

アイスランドのために

シルフィ・Th・ジストラソン

イタリア共和国のために

ジュゼッペ・ベッラ

カルロ・ルツ

ルクセンブルグ大公國のために

E・シャオス

ノールウェー王國のために

ハルヴァール・ランゲ

オランダ王國のために

J・ルンス

ステイッカー

ポルトガル共和国のために

J・G・コレイア・デ・オリ

ヴェイラ

グレート・ブリテン及び北部アイ

ランド連合王國のために

セルウィン・ロイド

スウェーデン王國のために

グンナル・ランゲ

スイス連邦のために

マックス・プティビエール

トルコ共和国のために

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

アリカーン

するものであつて、その要點は次のとおりである。

1 現在五十万円に制限されている簡易生命保険の最高保険金額を百万円に、かつ、現在一万円に制限されている最低保険金額を五万円に引き上げること。

2 従来の養老保険の性格を保有させ、かつ、保険期間満了前、被保険者が死亡した場合、保険期間満了により支払いをする場合の保険金額の倍額を支払うなど死亡保障を強化した特別養老保険を新設すること。

3 昭和三十九年四月一日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案の趣旨及び内容は、おおむね妥協と認めるが、施行期日についてはこれを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和三十九年四月三日

通信委員長 加藤常太郎

衆議院議長船田中殿

衆議院議案に関する報告書

衆議院議案に関する報告書

衆議院議案に関する報告書

衆議院議案に関する報告書

〔別紙〕

附 則

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔別紙〕

簡易生命保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本改正法の実施にあたり、政府は、簡易生命保険法及び積立金運用法の目的にそい、特に積立金運用の適正を期するとともに余裕金運用の一層の改善をはかるべきである。

右決議する。

オリソニック東京大会記念のための千円の臨時補助貨幣の発行に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十九年に開催されるオリソニック東京大会を記念するため、千円の臨時補助貨幣を発行することとし、その法貨としての通用限度を二万円までと定めるものである。

二 議案の可決理由

本案は、オリソニック東京大会を記念するための妥協かつ適切な

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 議案に関する報告書

る措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

昭和三十九年四月七日

オリソニック
東京大会準備
促進特別委員 島村 一郎
衆議院議長船田中殿

小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、内航海運の現状にかんがみ、小型船海運業法及び小型船海運組合法を内航海運業全体に適用するとともに、内航船腹量の策定に関する制度を設け、もつて内航海運の輸送秩序の確立と内航船腹量の是正を図ろうとするものである。改正の主な点は次のとおりである。

(一) 小型船海運業法について。

- 1 題名を内航海運業法に改め、その適用範圍を内航海運業全体とすること。
- 2 運輸大臣は、海運造船合理化審議会の意見を聞き、当該年度以降五年間について各年

度の適正な船腹量を定め告示するとともに、必要に応じて当該年度の最高限度を設定し、その船腹量が定められた最高限度をこえるときは、新たな登録又は変更登録を拒否すること。

3 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に内航海運業者の営業所又は、その船舶に立入検査をさせることができること。

(二) 小型船海運組合法について。

題名を内航海運組合法に改め、その組合員の資格を内航海運業者全体とし、組合の行なう調整事業は不況の場合に限ること。

二 議案の修正議決理由

本案は、内航海運業の健全なる発達を図るため、妥当な措置と認めるが、自家用船舶の雇用等につき、別紙のとおりこれを修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。右報告する。

昭和三十九年四月七日

運輸委員長 川野 芳満
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(小型船海運業法の一部改正)

第一条 小型船海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

内航海運業法

本則中「小型船海運業」を「内航海運業」に、「小型船海運業者」を「内航海運業者」に、「小型船運航業」を「内航海運業」に、「小型船運航業者」を「内航海運業者」に、「小型船運送取扱業」を「内航海運送取扱業」に、「小型船運送取扱業者」を「内航海運送取扱業者」に、「小型船貸渡業」を「内航船舶貸渡業」に改める。

第一条中「小型船による海上運送を」を「内航海運」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この法律において「内航海運」とは、次に掲げる船舶(はしけを含む。以下同じ)以外の船舶による海上における物品の運送であつて、船舶港及び陸揚港のいずれもが本邦内にあるものをいう。

一 ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟

二 漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項の漁船

三 日本国有鉄道の経営する連絡船事業の用に供する船舶

第二条第三項及び第四項中「小型船による海上における物品の運送」を「内航海運」に改め、同条第五項中「小型船」を「内航海運の用に供される船舶」に、「供せられる小型船」を「供せられる船舶」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(内航船腹量の策定)

第二条の二 運輸大臣は、内航海運業の用に供する船舶について、運輸省令で定めるところにより、毎年度、海運造船合理化審議会の意見をきいて、当該年度以降の五年間について各年度の適正な船腹量を運輸省令で定める船種ごとに定めなければならない。

2 前項の船腹量は、国内における貨物輸送の需給事情その他の経済事情を勘案して定めるものとする。

3 運輸大臣は、第一項の船腹量を定めたときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第二条の三 運輸大臣は、内航海運業の用に供する船舶の運輸省令で定める船種別の船腹量が、前条第一項の規定により当該年度において定められた当該船種別の船腹量に照して著しく過大になるおそれがあると認めるときは、海運造船合理化審議会の意見をきいて、一年以内の期間を定めて内航海運業の用に供する船舶の当該船種別の船腹量の最高限度を設定することができる。

2 運輸大臣は、前項の船腹量の最高限度を設定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

第三条中「小型船による」を「船舶による」に改める。

第四条第一項第四号中「小型船」を「船舶」に改め、同項に次の一号を加える。

五 予定する事業の開始の日

第五条第一項中「小型船運航業者登録簿」を「内航運送業者登録簿」に、「小型船運送取扱業者登録簿」を「内航運送取扱業者登録簿」に、「小型船貸渡業者登録簿」を「内航船貸渡業者登録簿」に改める。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 運輸大臣は、第二条の第三項の規定による船腹量の最高限度の定めがある場合において、当該申請に係る第三条第一項の登録をすることによつて内航海運業の用に供する船舶の運輸省令で定める船種別の船腹量がその最高限度をこえることとなるときは、その登録を拒否しなければならない。

第八条第三項中「小型船運航業者登録簿」を「内航運送業者登録簿」に、「小型船運送取扱業者登録簿」を「内航運送取扱業者登録簿」に、「小型船貸渡業者登録簿」を「内航船貸渡業者登録簿」に改める。

第十三条第一項及び第二十条中

「小型船による海上における物品の運送」を「内航運送」に改める。
第二十条の次に次の一条を加える。

(船舶に関する表示)

第二十条の二 第三条第一項の登録を受けた内航運送業者又は内航船貸渡業者は、その所有する船舶で当該事業の用に供するものに、その氏名、名称又は記号その他の運輸省令で定める事項を見やすいように表示しなければならない。

第二十一条の見出し中「死亡」を「事業の休止」に改め、同条第五号中「廃止」の下に、「又は事業の全部を譲り渡し」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内航海運業者は、事業を休止したときは、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十二条中「当該小型船海運業者」を「当該内航海運業者」に改め、同条第一号中「前条」を「前条第二項」に改める。

第二十三条第一項中「当該小型船海運業者」を「当該内航海運業者」に改め、同条第三項及び第四項中「当該小型船海運業者」を「当該内航海運業者」に改め、同条第五項中「第六条第二項」を「第六条第三項」に改める。

第二十五条の次に次の二条を加える。
(自家用船舶)
第二十五条の二 内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数二十トン以上のものを内航運送の用に供しようとする者は、あらかじめ、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないこととなつたときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第二十五条の三 運輸大臣は、第二条の第三項の規定による船腹量の最高限度が設定されている期間内に前条第一項の届出があつた場合において、当該届出に係る船舶が内航運送の用に供されることにより、内航海運業の健全な発達に阻害され、内航運送の円滑な運営に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該期間内の一定期間当該届出に係る船舶を内航運送の用に供しないように求めることができる。

第二十六条を次のように改める。

(報告及び検査)

第二十六条 運輸大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者に対してその事業に関し報告をさせ、又はその職員に内航海運業者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十八条中「海上運送法」の下に「第十九条の五」を加える。

第二十九条を削り、第二十八条の二を第二十九条とする。
第三十一条に次の一号を加える。

し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十三条。第二号を次のように改める。
第二号中「又は第二十一条」を「若しくは第二十一条」に改める。

第二十条の二(第二十七条において準用する場合を含む)の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をした者

附 則

第四条 前条の規定の適用を受ける者については、同条の規定により新法第三条第一項の登録を受けたものとみなされる間は、新法第八条第一項及び第三項の規定を適用しない。

2 前条の規定の適用を受ける者であつて次の各号に掲げるものは、この法律の施行の日から三十日以内に、当該各号に掲げる事項を運輸大臣に届け出なければならない。
一 前条第一号に該当する者 新法第四条第一項第四号に掲げる事項

二 前条第二号に該当する者 新法第四号第一項第三号及び第四号に掲げる事項

3 前条の規定の適用を受ける者は、同条の規定により新法第三号第一項の登録を受けたものとみなされる間において、新法第四号第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その変更の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

4 前二項の規定に違反した者は、新法第二十三号の規定の適用については、同条第一項第一号に規定する違反行為をした者とみなす。

5 第二項又は第三項(これらの規定を附則第九号第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第七条 附則第二号第一項又は第三号の規定の適用を受ける者であつて、この法律の施行の際現にその事業を休止しているものは、この法律の施行の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 前項(附則第九号第一項)において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第八号 この法律の施行の際現に内航海運業の用に供する船舶以外の船舶であつて総トン数二十トン以上のものを内航運送の用に供している者は、この法律の施行の日から三十日以内に、運輸省令で定める事項を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 新法第二十五号の二第一項後段及び第二項の規定は、前項の規定により届出をした者に準用する。

3 第一項の規定又は前項において準用する新法第二十五号の二第一項後段若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

第九号 附則第二号、第三号、第四号第一項から第四項まで、第五号、第六号及び前条第一項の規定は、新法第二十七号に規定する内航海運業に相当する事業について準用する。

2 新法第二十九号の規定は、この附則の規定により運輸大臣の職権に属する事項について準用する。

第九号 この法律の施行前にした旧法の規定に違反する行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(小型船海運組合法の改正に伴う経過措置)

第十号 改正前の小型船海運組合法による小型船海運組合又は小型船海運組合連合会であつて、この法律の施行の際現に存するものは、この法律の施行の日においてそれぞれ改正後の内航海運組合法による内航海運組合又は内航海運組合連合会となるものとする。

第十一号 この法律の施行前にした改正前の小型船海運組合法第十号第一項又は第十二号第一項(これらの規定を改正前の同法第五十八号において準用する場合を含む。)の規定による団体協約又は調整規程の認可は、改正後の内航海運組合法の規定に基づいてしたものとする。

(港灣運送事業法の一部改正)

第十二号 港灣運送事業法(昭和二十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三号の二の見出し中「小型船による運送」を「内航海運」に改め、同条第一項中「小型船海運

業法」を「内航海運業法」に改める。

第三十三号の三(見出しを含む。)中「小型船海運業者」を「内航海運業者」に改め、同条第一項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船運航業者」を「内航海運業者」に、「小型船運送取扱業者」を「内航海運取扱業者」に改める。

(特定船舶整備公団法の一部改正)

第十三号 特定船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船運航業者」を「内航海運業者」に改め、同条第五項中「小型船海運業法」を「内航海運業法」に、「小型船貨渡業」を「内航海運貨渡業」に改める。

(商工組合中央金庫法の一部改正)

第十四号 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項、第七号第一項第六号、第二十七号第一項、第二十八号第一項第六号並び

に第二十九号第一項第三号及び第四号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改める。

(中小企業信用保険法の一部改正)

第十五号 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

(中小企業金融公庫法の一部改正)

第十六号 中小企業金融公庫法(昭和二十八年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に、「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

(登録税法の一部改正)

第十七号 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を

「内航海運組合、内航海運組合連合会」に、「小型船海運組合」を「内航海運組合」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十九条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第七号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の二十二第四項第五号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第六号中「小型船海運組合、小型船海運組合連合会」を「内航海運組合、内航海運組合連合会」に改める。

(運輸省設置法の一部改正)

第二十条 運輸省設置法(昭和十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十五号の六中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に、「小型船海運組合連合会」を「内航海運組合連合会」に改め、

同項第十五号の七中「小型船海運業」を「内航海運業」に、「小型船」を「内航海運」の用に供される船舶に改め、同項第四十三号の二中

「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第六条第一項第四号中「小型船海運業」を「内航海運業」に改め、同項第四号の二中「小型船海運組合」を「内航海運組合」に改める。

第二十三条第一項第四号及び第四号の二中「小型船海運業」を「内航海運業」に改める。

第四十条第一項第二号の二を次のように改める。

二の二 内航海運業並びに内航海運組合及び内航海運組合連合会に關すること。

(別紙)

小型船海運業法及び小型船海運組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に際し、左記事項につき特段の措置を講ずべきである。

記

一、内航海運の適正船腹量を設定する場合には、海陸輸送調整、船舶稼働状況、港灣事情、造船事情等をも勘案してこれを定めること。

二、(イ) 内航海運の近代化に要する資金について財政資金の確保に努めること。

(ロ) 内航海運の最高限度が設定される場合には、内航海運特に小型船の老朽化の現状にかんがみ、船舶の安全確保の見地から、これが代替建造を促進するものとし、これがた

め中、小型船造船所、特に木船造船所の現状に於ては、所要の資金のあつせんに努めること。

三、海運組合の組織強化について強力な行政指導を行なうこと。

自治省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

議案の要旨及び目的

一 本案の主たる改正点は、次のとおりである。

1 地方公営企業制度の全般にわたつて基本的問題を再検討する必要があるため、自治大臣の諮問に依りて、地方公営企業制度に關する重要事項を調査審議する地方公営企業制度調査会を、昭和四十一年三月三十一日まで設置すること。

2 住居表示審議会は、その任務を終了し設置期限が到来したのでこれを廃止し、関係条文を整理すること。

3 企画連絡事務等の増加に対処するはか消防事務を円滑に遂行するため、職員の定員を二五人増員して五一一人に改めること。

本省 三七四人(二二人増)

消防庁 一三七人(三人増)
なお、施行期日は、定員の改正規定については昭和三十九年七月一日、その他は同年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、地方公営企業の重要性及び行政事務の円滑な遂行を図るため、概ね妥当な措置と認められ、四月一日としている施行期日はすでに経過しているもので、これを別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約七百二十五万円が昭和三十九年度一般会計歳出予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

内閣委員長 徳安 實藏

衆議院議長船田中殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

附則

この法律は、公布の日、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第二十六条の改正規定は、昭和三十九年七月一日から施行する。

昭和三十三年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 議案に関する報告書

〔別紙〕

自治省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

地方公営企業の経営状況にかんがみ、地方公営企業制度調査会を設けて根本的問題を検討することはもとより必要であるが、最近の地方公営企業の赤字経営に対しては、調査会の検討と切り離して、政府は速やかにこれが赤字解消対策を講ずべきである。

右決議する。

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 伊勢湾地区の高潮対策事業等を能率的に処理するため臨時に置かれた伊勢湾港湾建設部は、最近における中京経済圏の発展に伴い、高潮対策事業以外の港湾整備事業量のみで恒常的に他の港湾建設局の事業量に相当する見とおしとなつて来ているので、これを恒久的な組織に改組して第五港湾建設局とし、その

管轄区域を愛知・静岡及び三重の三県とする。

2 東京陸運局管内における自動車輸送行政の事業量の増加に対処するため、東京陸運局の自動車部の事務を旅客関係と貨物関係の二部門に分離し、自動車部第一、自動車部第二で処理させることとする。

3 事務の円滑な処理をはかるため、職員の名員を二百六十四人増員して次のように改める。

本省	一四、九六二人	(増員 一〇九人)
船員労働委員会	五四人	(増減 なし)
海上保安庁	一一、二六八人	(増員 八一人)
海難審判庁	二二九人	(増員 二人)
気象庁	六、〇三八人	(増員 七二人)
計	三三、五六一人	

なお、施行期日は、昭和三十三年四月一日としている。

二 議案の修正議決理由

本案は、運輸行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認めるが、その施行期日については、四月一日をすでに経過しているもので、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約六千一百八十一万円が昭和三十三年年度一般会計歳出予算に計上されている。

昭和三十三年四月七日
内閣委員長 徳安 實蔵
衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

この法律は、公布の日昭和三十三年四月一日から施行する。ただし、第八十三条の表の改正規定は、昭和三十三年四月一日から適用する。

昭和三十三年年度一般会計予備費使用総調査(その2)(承諾を求めの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求め

めるため提出されたものである。昭和三十三年年度一般会計予備費の予算額は、二百億四千万円であるが、このうち、百三十億三千四百万円余は、昭和三十三年五月二十二日から同年十二月二十五日までの間に使用され、すでに第四十三回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十三年一月二十五日から同年三月二十六日までの間に、登記諸費の不足を補うために必要な経費、農業施設災害復旧事業等に必要経費、干害対策に必要な経費、河川等災害復旧事業等に必要な経費及び退官退職手当の不足を補うために必要な経費等に六十九億四千七百四円余を使用したものである。

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六条の規定に基づき、国会の事後承諾を求めめるため提出されたものである。昭和三十三年度各特別会計の予備費の予算総額は、一千七百六十六億七千四百四十九円余であるが、このうち、三百二十八億一千九百九十九円余は、昭和三十三年六月七日から同年十二月七日までの間に使用され、すでに第四十三回国会において承諾済みであり、その後、昭和三十三年一月二十四日から同年三月二十六日までの間に、厚生保険特別会計健康勘定における健康保険給付費の不足を補うために必要な経費、国有林野事業特別会計国有林野事業勘定における仲蔵裁定の実施に伴う職員俸給等に必要経費、郵便貯金特別会計における仲蔵裁定の実施等に伴う郵政事業特別会計へ繰入れに必要な経費及び失業保険特別会計における失業保険給付に必要な経費等に二百六十六億七千七百四十九円余を使用したものである。

昭和三十三年四月七日
衆議院議長船田中殿

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

二 右報告する。

昭和三十三年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

衆議院議長船田中殿

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、
本件の使用は妥当なものと認め、
承諾を与えるべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

昭和三十七年度特別会計予算総
則第十一條に基づく使用総調査
(承諾を求めるの件)に関する報
告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じ
て提出されたものであつて、昭和
三十七年度特別会計予算總則第十
一條の規定に基づき、昭和三十
八年三月二十九日に郵政事業特別
会計における業績賞与支給に必要
な経費に三十四億六千七百円余を
使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、
本件の使用は妥当なものと認め、
承諾を与えるべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

昭和三十七年度特別会計予算総
則第十二條に基づく使用総調査
(その二)(承諾を求めるの件)に
関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じ
て提出されたものであつて、昭和
三十七年度特別会計予算總則第十
二條に基づき、昭和三十八年二月
二十二日から同年三月二十九日ま
での間に、資金運用部特別会計に
おける預託金利子支払に必要な経
費及び厚生保険特別会計健康勘定
における健康保険給付費の不足を
補うために必要な経費等に百九十
六億八千八百円余を使用したも
のである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、
本件の使用は妥当なものと認め、
承諾を与えるべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

昭和三十七年度特別会計予算総
則第十三條に基づく使用総調査
(承諾を求めるの件)に関する報
告書

一 本件の趣旨

本件は、予備費使用の例に準じ
て提出されたものであつて、昭和
三十七年度特別会計予算總則第十
三條に基づき、昭和三十八年三月
二十六日、郵政事業特別会計にお
ける業務量の増加等に必要経費
に四十三億九千万円余を使用した
ものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、
本件の使用は妥当なものと認め、
承諾を与えるべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年度一般会計予備費
使用総調査(その一)(承諾を求
めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規
定に基づき、国会の事後承諾を求
めるため提出されたものである。

昭和三十八年度一般会計予備費
の予算額は二百億円であるが、こ
のうち、昭和三十八年五月十七日
から同年十二月二十七日までの間
に、大韓民国の食糧難救援に必要
な経費、農業施設災害復旧事業等
に必要な経費、河川等災害復旧事
業等に必要な経費及び衆議院議員
総選挙及び最高裁判所裁判官国民
審査に必要な経費等に百五十九億
八千万円余を使用したものであ
る。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、
本件の使用は妥当なものと認め、
承諾を与えるべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年度特別会計予備費
使用総調査(その二)(承諾を求
めるの件)に関する報告書

一 本件の趣旨

本件は、財政法第三十六條の規
定に基づき、国会の事後承諾を求
めるため提出されたものである。

昭和三十八年度各特別会計の予
備費の予算総額は、一千九百五十
二億七千万円余であるが、このう
ち、昭和三十八年七月八日から同
年十二月二十日までの間に、食糧
管理特別会計国内米管理勘定にお
ける国内米の買入に必要な経費、
国内米管理勘定における返還金等
の調整勘定へ繰入れに必要な経
費、輸入食糧管理勘定における輸
入食糧の買入増加に伴い必要な経
費及び農業共済再保険特別会計農
業勘定における再保険金支払に必
要な経費等に、五百三十一億八百
万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、
本件の使用は妥当なものと認め、
承諾を与えるべきものと議決した
次第である。

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 議案に関する報告書

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調査(その一)(承諾を求めるの件)に関する報告書

一 本件趣旨

本件は、予備費使用の例に準じて提出されたものであつて、昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条の規定に基づき、昭和三十八年九月十七日、造幣局特別会計における補助貨幣製造数量の増加に必要な経費に、一億六千五百万円余を使用したものである。

二 本件の議決理由

本委員会において審査の結果、本件の使用は妥当なものと認め、承諾を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年四月七日

決算委員長 白濱 仁吉

衆議院議長船田中殿

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、金属鉱物探鉱融資事業団の業務に、地質構造調査を追加するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 金属鉱物探鉱融資事業団の業務に地質構造調査を追加することとしない、法律の題名を「金属鉱物探鉱促進事業団法」に改め、事業団の名称を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改めるとともに、非常勤の理事一人を増員する。

2 事業団は、探鉱融資のほか、これに関連して必要な場合には、通商産業大臣の認可を受け、金属鉱物の探鉱を急速に進める必要がある地域の地質構造調査を行なうことができる。

3 事業団は、地質構造調査について通商産業大臣の認可を受けようとする場合は、地質構造調査の実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出しなければならぬこととし、実施計画作成の際、事業団は、その実施計

画案を公表して、これについて意見を有する利害関係人に意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 事業団は、地質構造調査の実施計画を変更しようとする場合にも、通商産業大臣の認可及び利害関係人の意見を聞くことを要することとし、地質構造調査の認可または実施計画変更の認可があつた場合には、その実施計画または実施計画の変更部分の要旨を公示しなければならない。

5 地質構造調査に要する費用は、政府の補助金、地質構造調査を行なう地域の全部または一部をその区域に含む都道府県の負担金及び地質構造調査を行なう地域内にある鉱業権者の負担金をもつて充て、その負担割合は政令で定める。

6 事業団は、地質構造調査のためのボーリングによつて金属鉱物の鉱床が発見され、これによつて利益を受ける者がある場合には、利益を受ける限度において、当該ボーリングに要した費用の全部または一部を納付させ

るものとし、納付金を徴収した場合は、これに相当する金額を、国庫、地質構造調査の費用を負担した都道府県及び鉱業権者に支払わなければならない。

7 地質構造調査が終了した場合、事業団は、その結果を、通商産業大臣に報告するとともに、公表しなければならない。

8 その他、土地の立入、審査請求、罰則、経過措置等について定め、本法は、公布の日から二月以内で政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、金属鉱物探鉱融資事業団の業務に、地質構造調査を加え、費用の負担、土地の立入、その他の地質構造調査の実施に必要な事項に関する規定を整備しようとするものであり、金属鉱物の探鉱を促進し、金属鉱業の国際競争力強化に資するための措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和三十九年度一般会計予算(通商産業省所管)に、金属鉱物探鉱融資事業団の事業費補助金として八千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年四月八日

商工委員長 二階堂 進

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、自由化を迎えて体質改善を迫られている金属鉱業の現状にかんがみ、探鉱を急速に促進して優良資源を確保するとともに、鉱産物の需給価格の安定を図ることにより、わが国金属鉱業の安定的発展に資するため、次の諸点につき特段の配慮を払うべきである。

一、金属鉱物探鉱促進事業団の融資額を増額し、金利の引下げその他、融資条件の改善を図るとともに、地質構造調査の事業規模を大幅に拡大すること。

二、中小鉱山の探鉱助成を強化するため、補助金単価の引上げ等新

鉱床探査費補助金の充実に努むこと。

三、鉱床補填準備金制度の創設等企業の自己資本充実策を講ずること。

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

中小漁業融資保証制度は、中小漁業者の漁業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小漁業者等に対する貸付けについて漁業信用基金協会がその債務を保証し、かつ、その保証債務について政府が保険を行なうものである。

この制度は、昭和二十七年に発足し、十余年を経たが、最近における中小漁業の現状に徴して、沿岸漁業者への融資の円滑化の推進及び水産加工業者等に対する信用補完の授与に關してこの制度の拡充整備を行ない、これら中小漁業の振興に寄与せんとするもので、その主な改正内容は次のとおりである。

1 漁業協同組合（信用事業を行なうものに限る。）を、新たにこの制度上の金融機関として加え、これら漁業者が漁協から資金を借り入れる場合においても協会が保証しうるみちをひろいたこと。

2 漁業信用基金協会は、会員たる漁協の組合員ではあるが協会の会員でない者の漁業経営資金の債務についても、保証することができるとしたこと。

3 協会は、新たに水産加工業協同組合、同連合会及び組合員資格を有する加工業者を会員とすることができるとし、これらの者の債務の保証をすることができるとしたこと。

なお、この改正とともに、昭和三十九年度特別会計の予算総則により、政府が保険契約をすることができるとする二百十億円（前年度百四十億円）に拡大し、また、同法令を改めて、協会が政府へ納入すべき保険料の率を、保証した借入れ期間一日につき百万分の五十四（年二％）から百万分の四十八（年一・七五％）に引き下げ

て、漁業者の実質金利負担の軽減に資することとしている。

二 議案の可決理由

中小漁業者のうち、特に小漁業者である沿岸漁業者に重点を置きつつ、水産加工業者等についても信用補完の授与に關して制度の拡充整備を行ない、融資の円滑化の推進及び実質金利の軽減に資することは、適当な措置と認め、本案は、これを多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のごとき附帯決議を附することに決した。

昭和三十九年四月八日

農林水産委員長 高見 三郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、この法律の施行にあつては、次の各項の実現に遺憾なきを期すべきである。

記

一、この制度の狙いの中核をなすものは、中小漁業者のうち、特に信用力が薄弱で、いわゆる金融ペー

スにのらない多数の小漁業者（沿岸漁業者）の信用力を補完し、これら漁業者の融資の円滑化を図ることにあるが、従来の実績はこの制度本来の目的を忠実に反映しているとは認め難い。

よつて、今後においては、この制度の意義が十分達成されるよう特に信用漁業協同組合連合会等系統金融機関及び漁業信用基金協会に対する強力な指導を行なうこと。

二、漁業信用基金協会が、政府へ納入する保険料の率については、三十九年度から年率〇・二五％引き下げられ、一・七五％とすることにしては、中小企業信用保証制度等この種制度の例に比し、なお相当高率である。

今後においても、一方においては、特別会計の基金の増額を図り、他方においては保険事故の防止にため保険料率の引下げを期するとともに、特に小漁業者に対する保険料率の引下げを推進し、実質金利負担の軽減を図ること。右決議する。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件に關する報告書

一 本件の要旨及び目的

本条約は、欧州経済協力機構を改組して、経済協力開発機構（以下「機構」という。）を設立したもので、一九六〇年十二月十四日、欧州経済協力機構の加盟国十八箇国並びにアメリカ合衆国及びカナダによつて署名され、翌一九六一年九月三十日に効力を生じている。

わが国は、機構に加盟するため、これと交渉を行なつてきたところ、昭和三十八年七月二十六日、機構はわが国の加盟を正式に招請するとともに、わが国の加盟条件を具体的に取極めた「日本国政府による経済協力開発機構の加盟国の義務の受諾に關する同機構と日本国政府との間の了解覚書」の署名が行なわれた。

本条約は、（一）機構は、加盟国における高度の経済成長、低開発国援助及び世界貿易の拡大を目的とすること、（二）この目的達成のため、加盟国は個個に及び共同して、自国の資源の開発及び効果的利用を促進し、経済の成長及び財

昭和三十九年四月九日 衆議院會議録第二十二号(その二) 議案に関する報告書

政金融上の安定を達成し、貿易及び貿易外經常支払に対する障害を軽減又は除去し、資本移動の自由化を維持拡大し、並びに、低開發国の經濟的發展に貢獻すべきこと、(三)加盟国は、情報を交換し、統制的協議研究を行ない、緊密に協力すべきこと、さらに、機構の行なう決定及び勧告等の表決方式並びにその拘束力、機構の組織等について規定している。

なお、本条約は、わが国が加入書を寄託國政府に寄託したときから、わが国について効力を生じ、また、寄託國政府に対し十二箇月前の通知を行なうことにより、本条約の適用を終止させることができることになっている。

よつて政府は、本条約の締結について、日本國憲法第七十三條第三号ただし書の規定に基づき、國會の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本条約を締結することは、わが國が、先進工業國との間の協力關係の緊密化を通じて高度の經濟成長を達成し、世界經濟の發展に貢獻することができるのみならず、

他の加盟國の經濟動向に関する情報入手、低開發國援助の合理的実施等の面においても得るところ大きいものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三 本件に要する經費

昭和三十九年度一般会計予算外務省所管國際分担金其他諸費の項目中に、經濟協力開發機構分担金として、四億二千六百三十六万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十九年四月八日

外務委員長 白井 莊一

衆議院議長船田中殿

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円

(ただし厚紙は二十円)
(送料とも)

發行所

東京都港区赤坂見町二番地
大蔵省印刷局 電話東京 六〇一

官 報
印刷局